

あきた

第1143号

令和2年4月10日
毎月10日発行

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目次

条 例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第1号) 3
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例(第2号) 3
- 秋田市文化創造館条例(第3号) 3
- 秋田市印鑑条例の一部を改正する条例(第4号) 5
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例(第5号) 5
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例(第6号) 5
- 秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(第7号) 6
- 秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例(第8号) 6
- 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第9号) 6
- 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(第10号) 6
- 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(第11号) 7
- 秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例(第12号) 7
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第13号) 7
- 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第14号) 10
- 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例(第15号) 13
- 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例(第16号) 15
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例(第17号) 16
- 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(第18号) 16
- 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第19号) 17
- 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例(第20号) 17
- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例(第21号) 17
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例(第22号) 17
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(第23号) 17

規 則

- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第5号) 17
- 秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(第6号) 18
- あきた市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則(第7号) 18
- 秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第8号) 18
- 秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第9号) 20
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則(第10号) 22
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則(第11号) 22
- 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則(第12号) 23
- 秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則(第13号) 23
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則(第14号) 23
- 秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第15号) 24
- 秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則(第16号) 24
- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則(第17号) 25
- 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第18号) 36
- 秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(第19号) 36
- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第20号) 37
- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第21号) 37

教 委 規 則

- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(第1号) 37

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程(第2号) 38
- 秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程(第3号) 38
- 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正

する規程（第4号）……………42

○秋田市上下水道局諸収入金の延滞金の徴収に関する条例施行規程（第5号）……………42

○秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第6号）……………42

○秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（第7号）……………43

訓 令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）……………43

議 会 訓 令

○秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令（第3号）……………43

教 委 訓 令

○秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）……………44

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第2号）……………44

○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第3号）……………44

消 防 本 部 訓 令

○秋田市消防本部等処務規程等の一部を改正する訓令（第1号）……………44

告 示

○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について（第42号）……………45

○北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について（第43号）……………45

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第44号）……………45

○一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第45号）……………45

○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第46号）……………45

○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第47号）……………45

○平成31年度5期および6期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第48号）……………46

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第49号）……………46

○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第50号）……………46

○差押解除通知書等の公示送達について（第51号）……………46

○令和2年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第52号）……………46

○秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務の委託について（第53号）……………64

○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第54号）……………64

○平成31年度および令和2年度介護保険料納入通知書の公示送達

について（第55号）……………64

○平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第56号）……………64

○秋田市桜台一丁目一部の街区区域の追加について（第57号）……………65

○令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第58号）……………65

○令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第59号）……………65

○秋田県知事から令和2年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について（第60号）……………65

○一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について（第61号）……………65

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第62号）……………65

○中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について（第63号）……………65

○御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について（第64号）……………66

○差押調査（謄本）および配当計算書の公示送達について（第65号）……………66

○指定居宅サービス事業者の指定について（第66号）……………66

○地縁による団体の認可について（第67号）……………66

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第68号）……………66

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第69号）……………67

○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第70号）……………67

○身体障害者福祉法による医師の指定について（第71号）……………67

○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第72号）……………67

○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第73号）……………67

○放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第74号）……………67

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第75号）……………68

○秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第76号）……………68

○秋田市楯山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第77号）……………68

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第78号）……………68

○令和2年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第79号）……………68

○秋田市一般廃棄物処理実施計画について（第80号）……………100

○秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第81号）……………100

○秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第82号）……………100

○道路の区域変更および供用開始について（第83号）……………100

○包括外部監査契約の締結について（第84号）……………101

○犬の登録手数料の徴収事務の委託について（第85号）……………101

○狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について（第86号）……………101

○住居番号の変更について（第87号）……………101

○秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について（第88号）……………101

.....101

○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について
(第89号)101

○市道路線の認定について (第90号)102

○道路の区域決定および供用開始について (第91号)102

○計量法による指定定期検査機関について (第92号)102

○秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託につ
いて (第93号)102

○東部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託につ
いて (第94号)102

○道路の区域変更について (第95号)102

○道路の区域変更および供用開始について (第96号)103

○道路の区域変更および供用開始について (第97号)103

○指定代理納付者の指定の取消しについて (第98号)103

○指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の更新について
(第99号)103

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について (第4号)103

○秋田市指定文化財の指定について (第5号)103

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につ
いて (第1号)104

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について (第3号)104

上 下 水 道 局 告 示

○指定排水設備工事業者の廃止について (第11号)104

○指定給水装置工事業者の廃止について (第12号)104

○指定給水装置工事業者の指定について (第13号)104

○指定給水装置工事業者の指定について (第14号)104

○指定排水設備工事業者の指定について (第15号)104

公 告

○秋田農業振興地域整備計画の変更について105

○秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による公示送達につ
いて105

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届
出について105

○秋田市森林整備計画の策定について105

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届
出について106

○秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による公示送達につ
いて106

○農用地利用集積計画の策定について107

○放置自転車等の撤去および保管について107

消 防 本 部 公 告

○消防法による命令について107

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例 (昭和26年秋田市条例第4号)
の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年12月」を「令和2年12月」に改める。

附則第6項中「平成32年3月31日」を「令和3年4月30日」に
改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念す
る義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専
念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念す
る義務の特例に関する条例 (平成3年秋田市条例第6号) の一部
を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年12月」を「令和2年12月」に改める。

附則第5項中「平成32年3月31日」を「令和3年4月30日」に
改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市文化創造館条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

秋田市文化創造館条例

(設置)

第1条 本市の文化力および市民の創造力を生かして新たな価値
を生み出し未来に向けた文化を創造する活動 (以下「文化創造
活動」という。)の拠点として、市民一人ひとりが創造力を育
み、発揮する機会を提供し、もって市民協働による文化創造の
まちの実現を図るため、秋田市文化創造館 (以下「創造館」と
いう。)を秋田市千秋明徳町3番16号に設置する。

(利用の許可)

第2条 別表第1に掲げる創造館の施設を専用して利用しようと
する者および別表第2に掲げる創造館の施設を利用しようとす
る者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、創造館の管理上必要な条件を付することが
できる。

(利用者の資格)

第3条 別表第2に掲げる創造館の施設を利用する者は、次に掲

げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 創造館の設置の目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であること。
- (2) この条例ならびに第15条および第17条の規定により定められる規則ならびにその規則の委任により定められる創造館の管理運営に関する事項に合致するように業務を営むことが可能な者であること。

(利用料金)

第4条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、創造館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第14条の規定により創造館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内とする。

(利用料金の收受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金(別表第2に掲げる創造館の施設の利用料金を除く。)を創造館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、創造館の利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不適当と認めるとき。

2 前項の規定に該当するもののほか、市長は、別表第2に掲げる創造館の施設を利用する者が第3条各号に掲げる条件を具備しなくなったときは、その利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 専用利用者は、許可を受けた目的以外に創造館の施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用利用者は、創造館の施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらか

じめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 創造館を利用する者は、その利用を終えたとき、又は第9条第1項もしくは第2項の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 創造館を利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、創造館の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、創造館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 創造館における文化創造活動の企画、実施および支援ならびに市民協働による文化創造のまちの実現に資する催しの企画および運営に関すること。
- (2) 創造館の利用の許可に関すること。
- (3) 創造館の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (4) 創造館の利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること。
- (5) 創造館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が創造館の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 スタジオ等の利用料金(第2条、第4条関係)

施設	利用料金(限度額)	
	単位	金額
スタジオA1	1時間につき	3,850円
スタジオA2		880円
スタジオA3		2,200円
スタジオB		1,100円
コミュニティスペース	1平方メートル1時間につき	5円

備考

- 1 この表の施設欄に掲げる施設および別表第2に掲げる施設以外の施設を専用して利用する場合の利用料金の限度額は、1平方メートル1時間につき5円とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

4 展示等の準備又は展示物等の撤去等のため、スタジオ等の利用を許可された場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の5割に相当する額とする。

別表第2 カフェ等の利用料金（第2条—第4条関係）

施設	利用料金（限度額）		
	区分	単位	金額
カフェ	基本料金	1月につき	15,400円
	加算料金		当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額
ショップ	基本料金		15,400円
	加算料金		当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

備考

- 1 カフェ又はショップの利用料金の限度額は、それぞれその基本料金の限度額に加算料金の限度額を加えて得た額とする。
- 2 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。
- 3 カフェ又はショップの利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。

別表第3 附属設備の利用料金（第4条関係）

品名	単位	利用料金（限度額）
音響映像設備で規則で定めるもの	1設備1日につき	8,800円の範囲内で規則で定める額
照明設備で規則で定めるもの		6,600円の範囲内で規則で定める額
舞台設備で規則で定めるもの		5,500円の範囲内で規則で定める額
その他附属設備で規則で定めるもの		4,400円の範囲内で規則で定める額

備考 この表における利用料金の限度額は、市長が特に必要があると認める場合を除き、第2条第1項の許可を受けた時間内において利用する場合の額とする。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「15歳未満の者および成年被後見人」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第6条第2項中「記録されている」を「記載（同法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第7条第1項第1号中「（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に

に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第2項中「前項第5号」を「前項第3号および第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）」を「第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）」に改める。

第2章の2 保健福祉事業（第3条の2）」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 保健福祉事業

第3条の2 市は、法第115条の49の規定による保健福祉事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被保険者が要介護状態等（法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。次号において同じ。）となることを予防するために必要な事業
 - (2) 前号に掲げるもののほか、高齢者の自立の支援および要介護状態等の軽減又は悪化の防止のために必要な事業
- 2 前項に定めるもののほか、同項に規定する保健福祉事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第55号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に、「14,700円」を「16,100円」に改め、同表第56号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に、「6,400円」を「7,800円」に改め、同表第57号中「2,400円」を「2,500円」に改め、同表第65号の2中「29,000円」を「31,200円」に改め、同表第65号の3中「11,000円」を「13,200円」に改め、同表第66号中「29,000円」を「31,200円」に改め、同表第67号中「11,000円」を「13,200円」に改め、同表第67号の2中「30,000円」を「31,200円」に改め、同表第67号の3中「12,000円」を「13,200円」に改め、同表第67号の4中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第67号の5中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表第67号の6中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第67号の7中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表第67号の8中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第67号の9中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表第68号および第68号の2中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第69号および第69

号の2中「2,900円」を「3,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、別表第3第55号の改正規定（「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める部分に限る。）および同表第56号の改正規定（「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

（秋田市旅館業法施行条例の一部改正）

第1条 秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第9号中「設備を」を「設備（以下「集毛器」という。）を」に改め、同条第14号を同条第18号とし、同条第13号中「消毒薬、石けん等」を「消毒液、石けんその他これに類するもの」に改め、同号を同条第17号とし、同条第12号を同条第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (15) シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、および消毒すること。
- (16) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。

第5条中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。
- (12) 水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。

（秋田市公衆浴場法施行条例の一部改正）

第2条 秋田市公衆浴場法施行条例（平成24年秋田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「設備を」を「設備（以下「集毛器」という。）を」に改め、同条第13号中「石けん又は消毒薬」を「消毒液、石けんその他これに類するもの」に改め、同条中第20号を第24号とし、第17号から第19号までを4号ずつ繰り下げ、第16号を第18号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (19) シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、および消毒すること。
- (20) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。

第3条中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

- (15) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。
- (16) 水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。

第4条第1項中「第16号」を「第20号」に改め、同条第2項中「第20号」を「第24号」に改める。

第5条中「第18号および第20号」を「第22号および第24号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第8号

秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例

（設置）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項の規定に基づき、本市における動物の愛護および管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置く。

（動物愛護管理担当職員）

第2条 前条の動物愛護管理担当職員は、動物愛護管理員および動物愛護管理技術員とする。

2 動物愛護管理員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 犬および猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- (2) 動物の愛護および管理に関する広報その他の啓発活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、動物の愛護および適正な飼養のために必要な事項に関すること。

3 動物愛護管理技術員は、動物愛護管理員が行う事務を補助する。

（資格要件）

第3条 動物愛護管理担当職員は、市の職員であって、次の各号に掲げる動物愛護管理担当職員の区分に応じ、当該各号に定める資格を有するものとする。

- (1) 動物愛護管理員 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者
- (2) 動物愛護管理技術員 狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第14条に規定する狂犬病予防技術員その他動物の適正な飼養および保管に関し専門的な知識を有すると市長が認める者

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第9号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7	削除	
---	----	--

別表第2の2の項、9の項および11の項中「、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する情報」を削り、同表の15の項を次のように改める。

15	削除	
----	----	--

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成8年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第6号まで」を「第7号までおよび第9号」に改める。

第5条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第5条第1項に次の1号を加える。

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第9条第1項中「浄化槽管理士」の次に「（市長が指定する研修（以下「研修」という。）を3年に1回以上修了した者に限る。以下この条および次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、同条に次の1項を加える。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対して、研修の機会を確保しなければならない。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第7号」を「第9号」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 市長は、浄化槽保守点検業者がやむを得ない事情により、研修を3年に1回以上修了した浄化槽管理士を営業所に置くことが困難であると認める場合は、期間を定めて、第9条第1項（当該研修の修了に係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条

第1項の規定の適用については、同項中「浄化槽管理士（市長が指定する研修（以下「研修」という。）を3年に1回以上修了した者に限る。以下この条および次条において同じ。）」とあるのは、「浄化槽管理士」とする。

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号ウ中「中心市街地又は商業地域」を「市街化区域」に、「（商業地域）」を「（中心市街地以外の市街化区域）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項」を「第4条第4項」に改める。

第5条第2項中「法第15条第1項」を「第6条の2第1項」に、「農林水産大臣」を「市長」に改め、「業務」の次に「（市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（卸売の業務の許可）

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称および住所

(2) 資本金又は出資の額および役員の名

(3) 前項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が、卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消し

の日から起算して3年を経過しない者であるとき。

- (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 卸売の業務の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

- (6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

第7条第1項中「農林水産大臣から卸売の業務」を「市長から前条第1項」に改める。

第10条第1項中「、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項を削る。

第11条の次に次の5条を加える。

（卸売の業務の許可の取消し）

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第2号もしくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

（卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割）

第11条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可

の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（名称変更等の届出）

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、もしくは再開し、又は廃止したとき。
- (2) 第6条の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

（事業報告書の提出）

第11条の5 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（帳簿の区分経理）

第11条の6 卸売業者は、市場における取引について、規則で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第12条第5項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第18条の見出しを「（仲卸しの業務の許可）」に改め、同条第3項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「および前号」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第21条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「、第5号もしくは第6号」を「もしくは第5号」に、「その許可」を「同条第1項の許可」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「その許可を取消す」を「第18条第1項の許可を取り消す」に改め、同条第3項を削る。

第26条第1項中「卸売を」を「せり売又は入札の方法により卸売を」に改め、同条第3項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第26条の2第3項中「第4号」を「第3号」に改める。

第28条中「又は第3号」を削る。

第30条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第4号および同条第2項中「適格に」を「適確に」に改める。

第35条を第35条の2とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第35条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第36条第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法」を「せり売もしくは入札の方法又は

相対取引（1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。）に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「卸売業者は、第1項各号に掲げる物品については」を「前項の規定にかかわらず、卸売業者は」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項第2号に掲げる」を「卸売をする」に改め、「掲示」の次に「、インターネットの利用」を加え、同項を同条第3項とする。

第37条を次のように改める。

（売買取引の条件の公表）

第37条 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日および営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 花きの引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の花きの卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容およびその額
- (5) 花きの卸売に係る販売代金の支払期日および支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容およびその額（その交付の基準を含む。）

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第39条の見出しを「（卸売業者による差別的取扱いの禁止等）」に改め、同条第1項中「もしくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条第2項中「その申込みが第45条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の」を「規則で定める」に改める。

第40条の見出しを「（仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売の届出等）」に改め、同条第1項中「ついては」を「ついて」に、「してはならない」を「したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改め、同項ただし書および各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合には、仲卸業者および売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

第40条第3項から第6項までを削る。

第41条の見出し中「禁止」を「届出」に改め、同条第1項中「ついては」を「ついて」に、「してはならない」を「したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改め、同項ただし書および各号を削り、同条第2項から第6項までを削る。

第42条の見出し中「禁止」を「届出」に改め、同条中「法第15条第1項」を「第6条の2第1項」に、「、物品を買い受けてはならない」を「物品を買い受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改める。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第45条第2項中「法第15条第1項」を「第6条の2第1項」に改め、同条第3項第12号中「第40条第1項ただし書、」を削る。

第46条第1項中「第41条第1項第3号の規定」を「卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法」に改める。

第48条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（仲卸業者の業務の規制）」を付し、同条第2項から第7項までを削る。

第49条を次のように改める。

（卸売業者以外の者からの買入れ等の届出）

第49条 仲卸業者は、市場内において、その許可に係る花きを卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第52条第1項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をする物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をするもの

第52条第2項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をした物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をしたもの

第52条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項（第37条の規定により公表した条件に係るものに限る。）について市長に報告しなければならない。

(1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第53条第1項中「卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない」を「、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」に改め、同項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をする物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をするもの

第53条第2項中「卸売価格を」の次に「、インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をした物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をしたもの

第53条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項（第37条の規定により公表した条件に係るものに限る。）について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第54条第1項中「掲示する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」を加え、同条第2項中「卸売価格を」の次に「、インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

第55条の見出しを「（卸売業者の決済の方法）」に改め、同条第1項中「および売買仕切金」を削り、同項ただし書中「又は売買仕切金」を削り、同条に次の1項を加える。

3 売買仕切金は、卸売業者と委託者との間において締結した契

約に基づく支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第55条の2の見出しを「(売買仕切書に関する特約)」に改め、同条中「又は売買仕切金」を削り、同条第4号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(委託者以外の者からの買入れに係る決済の方法)

第55条の3 卸売業者は、委託者以外の者から物品の買入れをしたときは、当該委託者以外の者との間において締結した契約に基づく売買仕切書の送付ならびに支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第56条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第58条の見出しを「(買受代金の決済の方法)」に改め、同条第1項を次のように改める。

仲卸業者、売買参加者その他の買受人(以下この条において「仲卸業者等」という。)は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けたときは、当該物品の代金(買い受けた額にその10パーセントに相当する額を加えた額とする。)を卸売業者が指定した支払期日および支払方法(卸売業者があらかじめ当該仲卸業者等と決済の方法の特約をしたときは、その特約の支払期日および支払方法)により支払わなければならない。

第58条第4項第1号中「仲卸業者又は売買参加者」を「仲卸業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「支払猶予」を「決済の方法」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「できるだけ早期に支払うよう努めなければならない」を「仲卸業者が指定した支払期日および支払方法(仲卸業者と当該物品を買い受けた者との間において締結した契約がある場合は、その契約に基づく支払期日および支払方法)により支払わなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 仲卸業者は、その許可に係る花きを卸売業者以外の者から買い受けたときは、当該卸売業者以外の者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により支払わなければならない。

第60条を次のように改める。

(奨励金等の交付の届出)

第60条 卸売業者は、奨励金等を交付したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第68条第1項中「別表第4」を「別表」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

(指導および助言)

第70条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、第2章から第4章までに定める遵守すべき事項の遵守に関し必要な指導および助言をすることができる。

第71条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、卸売業者の財産の状況が市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規則で定める場合に該当するときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第72条第1項中「10万円」を「5万円」に改め、「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項

および第3項中「10万円」を「5万円」に改め、同条第8項を削る。

第73条の2第2項を次のように改める。

2 取引委員会は、次に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日および時間に関すること。
- (2) 卸売の業務に係る売買取引および決済の方法に関すること。
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関すること。
- (4) 卸売業者に関すること。
- (5) 卸売業者以外の関係事業者に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事項

第73条の2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1から別表第3までを削る。

別表第4 仲卸業者市場使用料の項中「第48条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその」を「その許可に係る花きを卸売業者以外の者から」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の秋田市中央卸売市場業務条例(以下「旧条例」という。)又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市中央卸売市場業務条例(以下「新条例」という。)又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号)第15条第1項の規定による卸売の業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日に、新条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けた者とみなす。

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例(平成23年秋田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条第2項および秋田県卸売市場条例(昭和46年秋田県条例第71号。以下「県条例」という。)第3条に規定する事項ならびに」を「第13条第4項に規定する事項および」に改める。

第5条第2項中「法第58条第1項」を「第6条の2第1項」に、「秋田県知事」を「市長」に改め、「業務」の次に「(市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(卸売の業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受け

なければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称および住所
- (2) 商号
- (3) 法人にあっては、資本金又は出資の額および役員の氏名
- (4) 前項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が、法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (2) 申請者が、卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号又は前号に該当する者がいるとき。
- (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める最高限度を超えることとなるとき。

第7条第1項中「秋田県知事から卸売の業務」を「市長から前条第1項」に改める。

第10条第1項中「、次項の先だつて弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項を削る。

第11条の次に次の8条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第1号もしくは第3号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割)

第11条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定める

ところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくはは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売の業務の相続)

第11条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

5 第6条の2第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第11条の4第1項」と読み替えるものとする。

6 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第11条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、もしくは再開し、又は廃止したとき。
- (2) 第6条の2第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第11条の6 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第11条の7 卸売業者は、市場における取引について、規則で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(せり人)

第11条の8 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人を定め、その者の氏名、住所その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき

は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第11条の9 市長は、前条第1項の規定による届出に係るせり人が市場における卸売の公正を害し、又は害するおそれがある行為をしたときは、卸売のせりを行うことを制限することができる。

第13条の見出しを「(仲卸しの業務の承認)」に改め、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第16条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「、第4号もしくは第5号」を「もしくは第4号」に、「その承認」を「同条第1項の承認」に改め、同条第2項中「その承認」を「第13条第1項の承認」に改め、同条第3項を削る。

第21条第1項中「卸売を」を「せり売又は入札の方法により卸売を」に改め、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第22条第3項中「第4号」を「第3号」に改める。

第24条中「又は第3号」を削る。

第26条第1項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第31条を第31条の2とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(差別的取扱いの禁止)

第31条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者(卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。)に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第32条第1項中「相対取引」の次に「(1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「掲示」の次に「、インターネットの利用」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(売買取引の条件の公表)

第32条の2 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日および営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容およびその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日および支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容およびその額(その交付の基準を含む。)

第33条の見出しを「(卸売業者による差別的取扱いの禁止)」に改め、同条第1項中「もしくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条第2項を削る。

第34条の見出しを「(仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売の届出等)」に改め、同条第1項中「ついては」を「ついて」に、「してはならない」を「したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改め、同項ただし書および各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合には、仲卸業者および売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

第34条第3項から第6項までを削り、同条の次に次の2条を加える。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの届出)

第34条の2 卸売業者(その役員および使用人を含む。)は、第6条の2第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(受託契約約款)

第34条の3 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、当該受託契約約款を添えて、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 受託物品の検査、受領の通知および保管に関する事項
- (2) 販売についての条件に関する事項
- (3) 受託物品の事故処理に関する事項
- (4) 委託手数料および費用の負担に関する事項
- (5) 代金の支払に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

第36条第2項から第7項までを削り、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者以外の者からの買入れ等の届出)

第36条の2 仲卸業者は、市場内において、その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第39条第1項第3号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をする物品

第39条第2項第3号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をした物品

第39条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項(第32条の2の規定により公表した条件に係るものに限る。)について市長に報告しなければならない。

- (1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額
- (2) 奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第39条の次に次の1条を加える。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第39条の2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をする物品について、規則で定める時刻までに、主要な品目の数量を、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、当日卸売をした物品について、主要な品目の卸売の数量および卸売価格を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項（第32条の2の規定により公表した条件に係るものに限る。）について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額
- (2) 奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第40条第1項中「前条第1項」を「第39条第1項」に改め、「掲示する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「第39条第2項」に改め、「卸売価格を」の次に「、インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

第41条の見出しを「（卸売業者の決済の方法）」に改め、同条第1項中「および売買仕切金」を削り、同項ただし書中「又は売買仕切金」を削り、同条に次の1項を加える。

3 売買仕切金は、卸売業者と委託者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第41条の次に次の1項を加える。

（委託者以外の者からの買入れに係る決済の方法）

第41条の2 卸売業者は、委託者以外の者から物品の買入れをしたときは、当該委託者以外の者との間において締結した契約に基づく売買仕切書の送付ならびに支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第42条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第43条の見出しを「（買受代金の決済の方法）」に改め、同条第1項を次のように改める。

仲卸業者、売買参加者その他の買受人（以下この条において「仲卸業者等」という。）は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けたときは、当該物品の代金（買い受けた額にその100分の8に相当する額を加えた額とする。）を卸売業者が指定した支払期日および支払方法（卸売業者があらかじめ当該仲卸業者等と決済の方法の特約をしたときは、その特約の支払期日および支払方法）により支払しなければならない。

第43条第2項中「できるだけ早期に支払うよう努めなければならない」を「仲卸業者が指定した支払期日および支払方法（仲卸業者と当該物品を買い受けた者との間において締結した契約がある場合は、その契約に基づく支払期日および支払方法）により支払しなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けたときは、当該卸売業者以外の者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により支払しなければならない。

第45条を次のように改める。

（奨励金等の交付の届出）

第45条 卸売業者は、奨励金等を交付したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第55条の次に次の1項を加える。

（指導および助言）

第55条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保す

るため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、第2章から第4章までに定める遵守すべき事項の遵守に関し必要な指導および助言をすることができる。

第57条第1項中「10万円」を「5万円」に改め、「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項および第3項中「10万円」を「5万円」に改め、同条第7項を削る。

第59条第2項を次のように改める。

2 委員会は、次に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日および時間に関する事。
- (2) 卸売の業務に係る売買取引および決済の方法に関する事。
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事。
- (4) 卸売業者に関する事。
- (5) 卸売業者以外の関係事業者に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事項

第59条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第68条第1号中「仲卸業者」を「卸売業者に係る許可の申請等ならびに仲卸業者」に改め、同条第2号中「仲卸業者」を「卸売業者、仲卸業者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 この条例の施行前に秋田県卸売市場条例を廃止する条例（令和元年秋田県条例第18号）による廃止前の秋田県卸売市場条例（昭和46年秋田県条例第71号）（以下「旧県条例」という。）又は旧県条例に基づく規則によってされた処分、手続その他の行為は、新条例又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定による卸売の業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日に、新条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けた者とみなす。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料		の 外径が1メートル以上 のもの		の 外径が1メートル以上 のもの		
		単 位	金額 (円)					
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき	510	法第32条第1項第3号および第4 号に掲げる施設	地下街およ び地下室	階数が1 のもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	Aに0.005 を乗じて得 た額
	第2種電柱	1年	790					
	第3種電柱		1,100					
	第1種電話柱		460					
	第2種電話柱		730					
	第3種電話柱		1,000					
	その他の柱類		46					
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メー トルにつき	5					
	地下に設ける電線その 他の線類	1年	3					
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	450					
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	270					
	変圧塔その他これに類 するものおよび公衆電 話所	1個につき 1年	910					
	郵便差出箱および信書 便差出箱		380					
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	1,900					
その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	910						
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未 満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	19	法第32条第1項第6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 日	占用面積1 平方メー トルにつき1 月	Aに0.008 を乗じて得 た額
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満の もの		27					
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満の もの		41					
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満の もの		55					
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		82					
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		110					
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの		190					
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満のも		270					
	その他のもの							
	政令第7 条第1号 に掲げる 物件		看板（アー チであるも のを除く。）		一時的に 設けるも の	表示面積1 平方メー トルにつき1 月		
その他のもの								
標識			1本につき 1年	730				
旗ざお		祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本につき 1日	19				
			その他の もの	1本につき 1月	190			
幕（政令第 7条第4号 に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）		祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面積1 平方メー トルにつき1 日	19				
			その他の もの	その面積1 平方メー トルにつき1 月	190			
アーチ		車道を横	1基につき	1,900				

	断するもの	1月			
	その他のもの		930		
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	910		
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1年	190		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			91		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額		
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額		
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		

政令第7条第12号に掲げる器具		た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.033を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.023を乗じて得た額
		Aに0.033を乗じて得た額

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項もしくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して存する占有物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は協議が更新された場合を含む。以下「継続占有物件」という。）に係る令和2年度以降の占有料の額は、改正後の秋田市道路占有等に関する条例第5条の規定を適用して算定した占有料の額が当該継続占有物件に係る前年度の占有料の額（令和2年度分の占有料を算出する場合において、平成31年度中に占有を開始した継続占有物件については、実際の占有期間にかかわらず、平成31年度1年分の占有料に相当する額とする。）に1.2を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月19日
秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号
秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例
(秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部改正)

第1条 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「合算した額」の次に「（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、当該計画に係る建築物全体の前号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額）」を加え、同条第4号中「合算した額」の次に「（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、当該計画に係る建築物全体の第2号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額およびその非住宅部分に係る次の表又は第6号の表の左欄

に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額)」を加える。

第3条第3号中「合算した額」の次に「(変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、アに掲げる額)」を加え、同条第4号中「掲げる額」の次に「(変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、アおよびウに掲げる額)」を加える。

(秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部改正)

第2条 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例(平成28年秋田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「共同住宅等の戸数の」を「延べ面積(当該向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。)の床面積を除く。)の」に改め、同号の表中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積」に、「4戸以下」を「300平方メートル未満」に、「5戸以上15戸以下」を「300平方メートル以上2,000平方メートル未満」に、「16戸以上45戸以下」を「2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満」に、「46戸」を「5,000平方メートル」に改め、同項第5号中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積(当該向上計画に係る共同住宅等の部分が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」に改める。

第7条第1号中「(以下「性能基準」という。)」を削り、同条第2号中「性能基準」を「前号に掲げる基準」に、「共同住宅等の戸数の」を「延べ面積(当該共同住宅等が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の」に改め、同号の表中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積」に、「4戸以下」を「300平方メートル未満」に、「5戸以上15戸以下」を「300平方メートル以上2,000平方メートル未満」に、「16戸以上45戸以下」を「2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満」に、「46戸」を「5,000平方メートル」に改め、同条第3号中「第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)および(3)ならびにロ(2)および(3)」に改め、「(以下「仕様基準」という。)」を削り、同条第4号中「仕様基準」を「前号に掲げる基準」に、「共同住宅等の戸数の」を「延べ面積(当該建築物の共同住宅等の部分が省令第1条第1項第3号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例(昭和34年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の秋田市営住宅条例第22条の2第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

(秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例(平成5年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における次に掲げる条件による財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)の貸付けに係る利率と同一の利率(当該利率が同項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率)とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

(1) 償還方法が元金均等半年賦償還であること。

(2) 償還期間が5年以内であること。

(3) 据置期間を置かないこと。

第24条第3項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率」に改める。

(秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例(平成5年秋田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定に

よる換地処分公告の日の翌日における次に掲げる条件による財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付けに係る利率と同一の利率（当該利率が同項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 償還方法が元金均等半年賦償還であること。
- (2) 償還期間が5年以内であること。
- (3) 据置期間を置かないこと。

第24条第3項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「17,958人」を「17,588人」に、「3,993.6立方メートル」を「3,955.8立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1秋田市河辺砂子淵農業集落排水施設の項を削り、同表秋田市河辺三内農業集落排水施設の項中「字内沢、字三内段、字三内段ノ下、字岨ノ下」を「字岩谷袋、字内沢、字三内段、字三内段ノ下、字下モ田、字砂子淵、字岨ノ下、字高畑」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員会の会議は、公開する。

第20条第1項中「委員会は」の次に「、前条第1項の規定にか

かわらず」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「平成31年度および令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「28,044円」を「22,436円」に改め、同条第7項中「平成31年度および令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「28,044円」を「22,436円」に、「43,001円」を「33,653円」に改め、同条第8項中「平成31年度および令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「28,044円」を「22,436円」に、「54,219円」を「52,349円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第18条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第15条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第24条第1号中フを削り、ヘをフとし、ホからミまでをヘからマまでとする。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第6号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成9年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号および第5条第2項中「明示した平面図および断面図（縮尺を明記したもの）」を「明らかにする図面」に改める。

別表第3の(1)のイを次のように改める。

イ 全有機炭素の量は1リットル中8ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中25ミリグラム以下であること。

別表第3の(2)のエおよびオを次のように改める。

エ 全有機炭素の量は1リットル中3ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中10ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌は、100ミリリットル中に検出されないこと。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

あきた市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

あきた市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

あきた市民カードの交付等に関する規則（平成15年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第11条第1項第3号中「第3条第2項第2号又は第3号のいずれか」を「第3条第2項第3号」に改め、同条第4項中「（第3条第2項第3号に該当するに至った場合に限る。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第2条第2項第3号、第5号、第6号又は第7号に掲げるカードの交付を受けている者が印鑑登録を抹消されたときは、当該カードは、その効力を失う。

第13条の表第7号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第4条の3とし、第2章第1節中同条の前に次の2条を加える。

（卸売の業務の許可の申請）

第4条 条例第6条の2第2項の規定による許可申請書は、卸売業務許可申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員名簿
- (4) 業務を執行する役員の履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
- (5) 株主もしくは出資者又は組合員の氏名又は名称およびその持株数又は出資額を記載した書面
- (6) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書又はこれに準ずるもの
- (7) 当該事業年度の開始の日以後2年間における事業計画書
- (8) 申請者が、条例第6条の2第3項第2号、第3号および第5号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- (9) その他市長が必要と認める書類

（許可証の交付）

第4条の2 市長は、前条第1項の申請書を受理し、卸売の業務を許可したときは、当該申請者に対し卸売業者許可証を交付する。

第5条の次に次の4条を加える。

（事業の譲渡し等の認可の申請）

第5条の2 条例第11条の3第3項の規定による認可の申請は、事業の譲渡しおよび譲受けに係る申請については卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受け認可申請書により、卸売業者である法人の合併又は分割に係る申請については卸売業者の合併・分割認可申請書によるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。

3 市長は、第1項の申請書を受理し、卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受け又は卸売業者の合併もしくは分割を認可したときは、当該申請者に対し、卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受け認可書又は卸売業者の合併・分割認可書を交付する。

(許可証の再交付の申請)

第5条の3 第4条の2の許可証の交付を受けた卸売業者は、その許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、卸売業者許可証再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、その許可証を汚損し、又は破損した卸売業者が再交付の申請をするときは、当該申請書にその許可証を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第5条の4 条例第11条の5第1項の規定による事業報告は、省令別記様式第2号の事業報告書によるものとする。

2 前項に規定する事業報告書には、総会の議事録を添付しなければならない。

3 条例第11条の5第2項に規定する閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

4 条例第11条の5第2項に規定する財務に関する情報として規則で定めるものは、貸借対照表および損益計算書とする。

5 条例第11条の5第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされた場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

6 卸売業者は、毎月末日現在における残高試算表を作成し、翌月の10日までに、市長に提出しなければならない。

(帳簿の区分経理)

第5条の5 卸売業者は、条例第11条の6の規定により、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。

第13条第2項中「もしくは名称」を削り、「変更しよう」を「記号を変更しよう」に、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1号中「解散又は廃業した」を「解散した」に改め、同条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に、「又は禁錮以上の刑に処せられ、もしくは法の規定により罰金」を「もしくは卸売市場法(昭和46年法律第35号)の規定により罰金の刑に処せられることとなったとき、又は卸売業者の業務を執行する役員のうちいずれかの者が禁錮以上」に改め、同条第3号中「もしくはその判決」を「又はその判決」に改め、「又は破産手続開始の決定を受けたとき」を削る。

第18条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第2項第6号中「および第5号」を削る。

第19条中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改める。

第24条第3項中「仲卸業務の」を「仲卸しの業務の」に改める。

第26条中「、第5号又は第6号」を「又は第5号」に改める。

第27条を次のように改める。

(準用)

第27条 第4条の3、第5条第2項から第4項まで、第5条の3、第13条ならびに第16条第2号および第3号の規定は、仲卸業者

について準用する。

第28条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第30条中「又は第3号」を削る。

第31条の見出しを「(準用)」に改め、同条中「第4条および第11条」を「第4条の3および第5条の3」に改める。

第35条の見出しを「(準用)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第4条の3、第5条第2項から第4項まで、第5条の3、第13条ならびに第16条第2号および第3号の規定は、関連事業者について準用する。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第51条を次のように改める。

(受託拒否の正当な理由)

第51条 条例第39条第2項の規則で定める正当な理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 販売の委託の申込みがあった物品が衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあった物品が、市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあった物品に関し、法令に違反し、もしくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示もしくは命令があった場合
- (5) 販売の委託の申込みが条例第37条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第51条の2を削る。

第52条を次のように改める。

(仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売の届出)

第52条 条例第40条第1項の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に同項に規定する卸売をした物品について、仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売届出書により行わなければならない。

第56条を次のように改める。

(市場外にある物品の卸売の届出)

第56条 条例第41条の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に同条に規定する卸売をした物品について、市場外にある物品の卸売届出書により行わなければならない。

第56条の次に次の1条を加える。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの届出)

第56条の2 条例第42条の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に同条に規定する買受けをした物品について、卸売業者買受届出書により行わなければならない。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第64条を次のように改める。

(卸売業者以外の者からの買入れ等の届出)

第64条 条例第49条の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に同条に規定する販売をした花きについて、卸売業者以外の者からの買入れ等届出書により行わなければならない。

第64条の2を削る。

第70条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 条例第53条第3項の規定による公表は、毎月10日までに行わなければならない。

第70条第5項中「掲示」を「公表」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第52条第3項の規定による報告は、毎月10日までに、同項第1号に掲げる事項にあっては委託手数料受領額報告書、同項第2号に掲げる事項にあっては奨励金等交付額報告書により行わなければならない。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第77条を次のように改める。

(奨励金等の交付の届出)

第77条 条例第60条の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に交付した奨励金等について、奨励金等交付届出書により行わなければならない。

第78条第5項中「第4条」を「第4条の3」に改める。

第92条の2中「第71条第2項」を「第71条第1項および第3項」に改める。

第100条中「仲卸業者又は」を「卸売業者もしくは仲卸業者又は」に、「仲卸業者であって、第23条第3項又は」を「卸売業者であって第5条の2第3項の規定による認可書の交付を受けたもの又は仲卸業者であって第23条第3項もしくは」に改める。

第105条第5号中「仲卸業者および」を「卸売業者、仲卸業者もしくは」に、「ならびに」を「もしくは」に、「資格を失ったとき」を「許可もしくは承認を取り消したとき、」に改め、同条第6号中「条例第22条第1項および第2項の規定により、」を「卸売業者又は」に、「ならびに合併又は」を「又は合併もしくは」に改める。

別表第2 仲卸業者市場使用料の項中「条例第48条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその」を「その許可に係る花きを卸売業者以外の者から」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則（平成24年秋田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を第4条の3とし、第2章第1節中同条の前に次の2条を加える。

(卸売の業務の許可の申請)

第4条 条例第6条の2第2項の規定による許可申請書は、卸売業務許可申請書によるものとする。

2 前項の許可申請書には、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員名簿
- (4) 業務を執行する役員の履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
- (5) 株主もしくは出資者又は組合員の氏名又は名称およびその持株数又は出資額を記載した書面
- (6) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）別記様式第2号（秋田県が別に様式を定める場合にあっては、当該様式。次項および第5条の5第1項において同じ。）の例により作成した最近2年間における事業報告書又はこれに準ずるもの
- (7) 当該事業年度の開始の日以後2年間における事業計画書
- (8) 申請者が、条例第6条の2第3項第1号から第3号までに規定する者に該当しないことを誓約する書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の許可申請書には、当該申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書、写真、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書および戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (2) 資産調書
- (3) 省令別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書又はこれに準ずるもの
- (4) 当該事業年度の開始の日以後2年間における事業計画書
- (5) 申請者が、条例第6条の2第3項第1号および第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（許可証の交付）

第4条の2 市長は、前条第1項の許可申請書を受理し、卸売の業務を許可したときは、当該申請者に対し卸売業者許可証を交付する。

第5条の次に次の6条を加える。

(事業の譲渡し等の認可の申請)

第5条の2 条例第11条の3第3項の規定による認可の申請は、事業の譲渡しおよび譲受けに係る申請については卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受け認可申請書により、卸売業者である法人の合併又は分割に係る申請については卸売業者の合併・分割認可申請書によるものとする。

2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の認可申請書の添付書類について準用する。

3 市長は、第1項の認可申請書を受理し、卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受け又は卸売業者の合併もしくは分割を認可したときは、当該申請者に対し、卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受け認可書又は卸売業者の合併・分割認可書を交付する。

(相続の承認の申請等)

第5条の3 条例第11条の4第4項の規定による承認の申請は、

卸売業務相続承認申請書によるものとする。

2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の承認申請書の添付書類について準用する。

3 市長は、第1項の承認申請書を受理し、卸売の業務の相続を承認したときは、当該申請者に対し卸売業務相続承認書を交付する。

(許可証の再交付の申請)

第5条の4 第4条の2の許可証の交付を受けた卸売業者は、その許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、卸売業者許可証再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、その許可証を汚損し、又は破損した卸売業者が再交付の申請をするときは、当該申請書にその許可証を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第5条の5 条例第11条の6第1項の規定による事業報告は、省令別記様式第2号の事業報告書によるものとする。

2 法人である卸売業者は、前項に規定する事業報告書には、総会の議事録を添付しなければならない。

3 条例第11条の6第2項に規定する閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

4 条例第11条の6第2項に規定する財務に関する情報として規則で定めるものは、貸借対照表および損益計算書とする。

5 条例第11条の6第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされた場合と認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

6 卸売業者は、毎月末日現在における残高試算表を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(帳簿の区分経理)

第5条の6 卸売業者は、条例第11条の7の規定により、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。

(せり人の届出事項)

第5条の7 条例第11条の8第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 生年月日

(4) 履歴

第6条および第7条を次のように改める。

(代表者の変更等の届出)

第6条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 代表者を変更したとき。

(2) 商号もしくは記号を使用し、又は記号を変更しようとするとき。

(3) 法人にあっては、定款を変更し、又は総会の決議があったとき。

(届出事項)

第7条 卸売業者又はその清算人もしくは代理人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売業者(その業務を執行する役員を含む。次号において同じ。)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき、又は卸売市場法(昭和46年法律第35号)の規定により罰金の刑に処せられることとなったとき。

(2) 卸売業者が、起訴されたとき、もしくはその業務に関して訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき。

(3) 法人である卸売業者の業務を執行する役員のうちいずれかの者又は個人である卸売業者が禁錮以上の刑に処せられることとなったとき。

第8条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第2項第6号中「および第4号」を削る。

第9条第1項中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改める。

第12条第3項中「仲卸業務の」を「仲卸しの業務の」に改める。

第14条第1号中「、第4号又は第5号」を「又は第4号」に改める。

第15条中「第4条」を「第4条の3、第5条の4、第6条(第3号を除く。)および第7条」に改める。

第16条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第3項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第19条中「又は第3号」を削る。

第20条中「第4条」を「第4条の3および第5条の4」に改める。

第24条第1項中「第4条および第14条」を「第4条の3、第5条の4、第6条および第7条」に改める。

第35条を次のように改める。

(仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売の届出)

第35条 条例第34条第1項の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に同項に規定する卸売をした物品について、仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売届出書により行わなければならない。

第35条の次に次の2条を加える。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの届出)

第35条の2 条例第34条の2の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に同条に規定する買受けをした物品について、卸売業者買受届出書により行わなければならない。

(受託契約約款の承認の申請等)

第35条の3 条例第34条の3第1項の規定による承認の申請および同条第4項の規定による受託契約約款の変更の承認の申請は、受託契約約款(変更)承認申請書によるものとする。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第38条を次のように改める。

(卸売業者以外の者からの買入れ等の届出)

第38条 条例第36条の2の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に同条に規定する販売をした生鮮食料品等について、卸売業者以外の者からの買入れ等届出書により行わなければならない。

第41条の見出し中「等の報告」を「の報告等」に改め、同条に次の5項を加える。

3 条例第39条第3項の規定による報告は、毎月10日までに、同

項第1号に掲げる事項にあっては委託手数料受領額報告書、同項第2号に掲げる事項にあっては奨励金等交付額報告書により行わなければならない。

4 条例第39条の2第1項の規定による公表は、せり取引開始時刻の1時間前までに行わなければならない。

5 前項の規定により公表する品目は、別に定める主要品目表によるものとする。

6 条例第39条の2第2項の規定による公表は、主要品目卸売市況によるものとする。

7 条例第39条の2第3項の規定による公表は、毎月10日までに行わなければならない。

第47条を次のように改める。

(奨励金等の交付の届出)

第47条 条例第45条の規定による届出は、毎月10日までに、前月中に交付した奨励金等について、奨励金等交付届出書により行わなければならない。

第49条第5項中「第4条」を「第4条の3」に改める。

第78条の見出しを「(許可証等の返還)」に改め、同条中「仲卸業者、売買参加者又は」を「卸売業者又は仲卸業者、売買参加者もしくは」に、「承認証()」を「許可証(卸売業者であって、第5条の2第3項の規定による認可書の交付又は第5条の3第3項の規定による承認書の交付を受けたもの)にあっては、許可証および認可書又は承認書)又は承認証()」に改める。

第83条第4号中「仲卸業者、売買参加者又は」を「卸売業者の許可もしくは仲卸業者、売買参加者もしくは」に、「その承認」を「その許可もしくは承認」に改め、同条第5号中「条例第17条第1項および第2項の規定により、」を「卸売業者又は」に、「ならびに合併又は分割の」を「又は合併もしくは分割の認可又は」に改め、同条第6号中「条例第18条第1項の規定により、」を「卸売の業務又は」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則(昭和58年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「および」の次に「映像情報の制作等を行う事業の用に供する施設(以下「映像情報制作等事業所」という。)ならびに」を加え、同条第10号中「ソフトウェア事業所」の次に「および映像情報制作等事業所」を加え、同条中第12号を削り、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 市街化区域 秋田都市計画区域区分で定める市街化区域をいう。

第3条第1項第1号および第3号から第5号までの規定中「平成32年3月末日」を「令和4年3月末日」に改め、同項第6号中「平成32年3月末日」を「令和4年3月末日」に改め、「100分の50」の次に「(市街化区域のうち、中心市街地および商業地域(秋田都市計画用途地域で定める商業地域をいう。))を除いた区域に立地する建物にあっては、当該建物の賃借料の100分の25)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条人口減少・移住定住対策課の項第2号を次のように改める。

(2) 秋田市ふるさと応援寄附金に関すること。

第10条市民税課の項中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号を次のように改める。

(8) 環境性能割交付金に関すること。

第10条市民税課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法人事業税交付金に関すること。

第12条第1項生活総務課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項保護第一課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 無料低額宿泊事業を行う施設の届出等に関すること。

第13条の2子ども育成課の項第2号を次のように改める。

(2) 子育てのための施設等利用給付に関すること。

第13条の2施設指導室の項第1号中「認可等」の次に「ならびに子ども・子育て支援施設等の確認」を加え、同項第2号中「地域型保育事業」の次に「ならびに子ども・子育て支援施設等」を加え、同条子ども健康課の項第1号中「(他の所管に属するものを除く。)」を削る。

第14条産業企画課の項中第19号を第20号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地産地消の促進に関すること。

第14条農業農村振興課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条農地森林整備課の項中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づく森林の経営管理に関すること。

第14条農地森林整備課の項に次の1号を加える。

(27) 秋田市森林環境譲与税基金の管理に関すること。

第25条第1項中第64号を削り、第65号を第64号とし、同項第66号中「および飯島南地区コミュニティセンター」を「飯島南地区コミュニティセンターおよび金足地区コミュニティセンター」に改め、同号を同項第65号とし、同項中第67号を第66号とし、第68号から第116号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第63号まで、第65号および第71号」を「第64号までおよび第70

号」に改め、同項第2号中「第64号まで、第66号、第72号、第73号および第83号」を「第63号まで、第65号、第71号、第72号および第82号」に改め、同項第3号中「第67号、第74号、第76号、第77号および第86号から第109号まで」を「第66号、第73号、第75号、第76号および第85号から第108号まで」に改め、同項第4号中「第75号、第78号から第82号までおよび第84号から第108号まで」を「第74号、第77号から第81号までおよび第83号から第107号まで」に改め、同項第5号中「第68号」を「第67号」に改め、同項第6号中「第69号」を「第68号」に改め、同項第7号中「第70号および第110号から第116号まで」を「第69号および第109号から第115号まで」に改め、同条第3項中「第109号」を「第108号」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第30条の2中「第25条第1項第65号」を「第25条第1項第64号」に、「同項第66号」を「同項第65号」に、「同項第67号」を「同項第66号」に、「同項第68号」を「同項第67号」に、「同項第69号」を「同項第68号」に、「同項第70号」を「同項第69号」に改める。

第30条の10保健予防課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第40条の5第1号中「多目的室」を「コワーキングスペース」に改め、同条第2号中「創業支援室」の次に「およびコワーキングスペース」を加える。

第47条第1項の表第15号中「地域センター、」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「および所長」を「（中央図書館明徳館の館長を除く。）、所長および事務長」に改める。

別表第1の1の表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、別表第1の4の表第1号中「月額嘱託」を「基本報酬が月額により定められている会計年度任用職員」に改め、同表中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表第7号イ中「その他」の次に「（基本報酬が月額により定められている会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く。）」を加え、同号を同表第6号とし、同表中第8号を第7号とし、第9号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の1の表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、別表第2の4の表第1号中「農業委員会の委員」の次に「の報酬（農業委員会の委員の年額の報酬を除く。）」を加え、「月額嘱託」を「基本報酬が月額により定められている会計年度任用職員」に改め、同表中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表第7号中「旅費」の次に「（基本報酬が月額により定められている会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く。）」を加え、同号を同表第6号とし、同表中第8号を第7号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰り上げ

る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2の4の表第1号の改正規定（「農業委員会の委員」の次に「の報酬（農業委員会の委員の年額の報酬を除く。）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の細職名に関する規則（昭和56年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第33号を第34号とし、第26号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

㉞ 動物専門員

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の3」に改める。

第64条第1号および第65条中「賃金」を削る。

第125条第1項第8号中「損害金」の次に「履行の追完、代金の減額および契約の解除」を加え、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第133条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「契約者の責めに帰すべき事由により」を削る。

第245条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2第1項第1号」を「第243条の2の2第1項第1号」に改める。

第246条中「き損した」を「毀損した」に、「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に改める。

第247条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

別表第1の2賃金の項を削り、同表負担金、補助及び交付金の項中「第115条の45の3第6項」の次に「および第115条の47第6項」を、「もの」の次に「ならびに同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業により支出するもの」を加える。

別表第2賃金の項を削る。

別表第2の2賃金の項を削る。

別表第2の3中

「賃金 作業員賃金以外のもの」を

旅費	費用弁償（会計年度任用職員の通勤に係るものに限る。）	に
----	----------------------------	---

改める。

別表第2の4賃金の項を削り、同表旅費の項中「在勤地内旅費」の次に「および費用弁償（会計年度任用職員の通勤に係るものに限る。）」を加える。

別表第2の5中

1 報酬	支出を決定するとき。	支出しようとする額	関係書類	を
2 給料				
3 職員手当等				
4 共済費				
5 災害補償金				
6 恩給及び退職年金				
7 賃金				

1 報酬	支出を決定するとき。	支出しようとする額	関係書類	に、
2 給料				
3 職員手当等				
4 共済費				
5 災害補償金				
6 恩給及び退職年金				

8 報償費	を	7 報償費	に改める。
9 旅費		8 旅費	
10 交際費		9 交際費	
11 需用費		10 需用費	
12 役務費		11 役務費	
13 委託料		12 委託料	
14 使用料及び賃借料		13 使用料及び賃借料	
15 工事請負費		14 工事請負費	
16 原材料費		15 原材料費	
17 公有財産購入費		16 公有財産購入費	
18 備品購入費		17 備品購入費	
19 負担金、補助及び交付金		18 負担金、補助及び交付金	
20 扶助費		19 扶助費	
21 貸付金		20 貸付金	

22 補償・補填及び賠償金	21 補償、補填及び賠償金
23 償還金、利子及び割引料	22 償還金、利子及び割引料
24 投資及び出資金	23 投資及び出資金
25 積立金	24 積立金
26 寄附金	25 寄附金
27 公課費	26 公課費
28 繰出金	27 繰出金

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表12の項の次に次のように加える。

12の2	法人市民税の申告方法変更申請書	条例第33条の6第14項
12の3	法人市民税の申告方法変更中止届出書	条例第33条の6第15項

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（任用の事情を考慮して別に定める職員を除く。）」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

別表中

雄和中央保育所	100円	を
総合環境センター	200円	
大森山動物園	200円	

雄和中央保育所	100円
八橋児童館	1,200円
仁井田児童館	800円
土崎児童館	800円
四ツ小屋児童センター	200円
飯島南児童センター	700円
明德児童センター	900円
寺内児童センター	900円
牛島児童センター	900円
上北手児童館	300円
総合環境センター	200円
浜田森林総合公園	100円
大滝山自然公園	100円
大森山動物園	200円
国指定重要文化財旧黒澤家住宅	300円

八橋球技場	1,300円
秋田市立体育館	700円
茨島体育館	1,100円

八橋球技場	1,300円
屋内多目的運動場（光沼近隣公園）	200円
秋田市立体育館	700円
茨島体育館	1,100円
河辺体育館	400円
雄和体育館	300円
雄和南体育館	100円
勝平屋内ゲートボール場	300円
スポパークかわべ	100円
雄和花の森野球場	300円

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

税額等による階層区分		費用の額 （月額）
A	被保護者等	円 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者	0

C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	2,200	
D 1	A階層およびC階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下 12,001円以上30,000円以下 30,001円以上60,000円以下 60,001円以上96,000円以下 96,001円以上189,000円以下 189,001円以上277,000円以下 277,001円以上348,000円以下 348,001円以上465,000円以下 465,001円以上594,000円以下 594,001円以上716,000円以下 716,001円以上864,000円以下 864,001円以上1,056,000円以下 1,056,001円以上1,238,000円以下 1,238,001円以上1,439,000円以下 1,439,001円以上	3,300 4,500 6,700 9,300 14,500 20,600 27,100 34,300 42,500 51,400 61,200 71,900 83,300 95,600 介護給付費等基準額

備考

- 費用の額は、身体障害者の扶養義務者（当該身体障害者の入所時に当該身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（当該身体障害者が20歳未満の場合にあつては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表および別表第4において同じ。）の税額等による階層区分に応じ、費用の額（月額）の欄に定める額とする。
- 備考の1の規定により算定される費用の額が介護給付費等基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、備考の1の規定にかかわらず、当該控除した額を費用の額とする。
- この表において、「市町村民税」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」および「所得割」とはそれぞれ同法第292条第1項第1号および第2号に規定する均等割および所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7および第314条の8ならびに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。
- (3) 当該身体障害者の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
 ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

5 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉

サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

税額等による階層区分		費用の額 (月額)	
A	被保護者等	円 0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者	0	
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100	
D 1	A階層お	12,000円以下	1,600
D 2	よびC階	12,001円以上30,000円以下	2,200
D 3	層を除き、	30,001円以上60,000円以下	3,300
D 4	当該年度	60,001円以上96,000円以下	4,600
D 5	分（4月	96,001円以上189,000円以下	7,200
D 6	分から6	189,001円以上277,000円以下	10,300
D 7	月分まで	277,001円以上348,000円以下	13,500
D 8	にあつて	348,001円以上465,000円以下	17,100
D 9	は、前年	465,001円以上594,000円以下	21,200
D 10	度分）の	594,001円以上716,000円以下	25,700
D 11	市町村民	716,001円以上864,000円以下	30,600
D 12	税の課税	864,001円以上1,056,000円以下	35,900
D 13	世帯で	1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600
D 14	あつて、	1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800
D 15	市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,439,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額

別表第4の備考の4を次のように改める。

4 別表第2の備考の4の規定は、この表における所得割の額の算定方法について準用する。

別表第4の備考の7を削る。

別表第5中備考以外の部分を次のように改める。

税額等による階層区分		上限月額	費用の額			
			居宅介護 同行援護 30分当たり	重度訪問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	共同生活援助 1月当たり
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者	0	0	0	0	0

C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100	50	50	100	1,100	
D 1	A階層およびC階層を除き、	12,000円以下	1,600	100	100	200	1,600
D 2	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）	12,001円以上 30,000円以下	2,200	150	150	300	2,200
D 3	の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割	30,001円以上 60,000円以下	3,300	200	200	400	3,300
D 4	の額の区分が次の区分に該当する世帯	60,001円以上 96,000円以下	4,600	250	250	600	4,600
D 5		96,001円以上 189,000円以下	7,200	300	300	1,000	7,200
D 6		189,001円以上 277,000円以下	10,300	400	400	1,400	10,300
D 7		277,001円以上 348,000円以下	13,500	500	500	1,800	13,500
D 8		348,001円以上 465,000円以下	17,100	600	600	2,300	17,100
D 9		465,001円以上 594,000円以下	21,200	800	800	2,800	21,200
D10		594,001円以上 716,000円以下	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
D11		716,001円以上 864,000円以下	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
D12		864,001円以上 1,056,000円以下	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900
D13		1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
D14		1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
D15		1,439,001円以上	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額

別表第5の備考の1中「又は所得税」を削り、同表の備考の5を次のように改める。

5 別表第2の備考の4の規定は、この表における所得割の額の算定方法について準用する。

別表第5の備考の7を削る。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）
第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

税額等による階層区分		費用の額 (月額)
A	被保護者等	円 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者	0
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町	2,200

村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		
D 1	A階層お	3,300
D 2	よびC階	4,500
D 3	層を除き、	6,700
D 4	当該年度	9,300
D 5	分（4月	14,500
D 6	分から6	20,600
D 7	月分まで	27,100
D 8	にあつて	34,300
D 9	は、前年	42,500
D10	度分）の	51,400
D11	市町村民	61,200
D12	税の課税	71,900
D13	世帯で	
D13	あつて、	83,300
D14	その市町	
D14	村民税の	95,600
D15	所得割の	
D15	額の区分	介護給付 費等基準

分に該当する世帯	額
----------	---

備考

- 1 費用の額は、知的障害者の扶養義務者（当該知的障害者の入所時に当該知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（当該知的障害者が20歳未満の場合にあっては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表および別表第4において同じ。）の税額等による階層区分に応じ、費用の額（月額）の欄に定める額とする。
- 2 備考の1の規定により算定される費用の額が介護給付費等基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、備考の1の規定にかかわらず、当該控除した額を費用の額とする。
- 3 この表において、「市町村民税」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」および「所得割」とはそれぞれ同法第292条第1項第1号および第2号に規定する均等割および所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第314条の7および第314条の8ならびに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。
 - (3) 当該知的障害者の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明

らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおとする。

- ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 - イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。
- 5 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

税額等による階層区分		費用の額 (月額)	
A	被保護者等	円 0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者	0	
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100	
D 1	A階層お	12,000円以下	1,600
D 2	よびC階	12,001円以上30,000円以下	2,200
D 3	層を除き、	30,001円以上60,000円以下	3,300
D 4	当該年度	60,001円以上96,000円以下	4,600
D 5	分（4月	96,001円以上189,000円以下	7,200
D 6	分から6	189,001円以上277,000円以下	10,300
D 7	月分まで	277,001円以上348,000円以下	13,500
D 8	にあつて	348,001円以上465,000円以下	17,100
D 9	は、前年	465,001円以上594,000円以下	21,200
D 10	度分）の	594,001円以上716,000円以下	25,700
D 11	市町村民	716,001円以上864,000円以下	30,600
D 12	税の課税	864,001円以上1,056,000円以下	35,900
D 13	世帯であつて、	1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600
D 14	その市町	1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800
D 15	村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,439,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額

別表第4の備考の4を次のように改める。
 4 別表第2の備考の4の規定は、この表における所得割の額の算定方法について準用する。

別表第4の備考の7を削る。
 別表第5中備考以外の部分を次のように改める。

税額等による階層区分		上限月額	費用の額				
			居宅介護 行動援護 30分当たり	重度訪問介 護 30分当たり	短期入所 1日当たり	共同生活援 助 1月当たり	
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者	0	0	0	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100	50	50	100	1,100	
D 1	A階層およびC階層を除き、	12,000円以下	1,600	100	100	200	1,600
D 2	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）	12,001円以上 30,000円以下	2,200	150	150	300	2,200
D 3	の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割	30,001円以上 60,000円以下	3,300	200	200	400	3,300
D 4	の額の区分が次の区分に該当する世帯	60,001円以上 96,000円以下	4,600	250	250	600	4,600
D 5		96,001円以上 189,000円以下	7,200	300	300	1,000	7,200
D 6		189,001円以上 277,000円以下	10,300	400	400	1,400	10,300
D 7		277,001円以上 348,000円以下	13,500	500	500	1,800	13,500
D 8		348,001円以上 465,000円以下	17,100	600	600	2,300	17,100
D 9		465,001円以上 594,000円以下	21,200	800	800	2,800	21,200
D10		594,001円以上 716,000円以下	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
D11		716,001円以上 864,000円以下	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
D12		864,001円以上 1,056,000円以下	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900
D13		1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
D14		1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
D15		1,439,001円以上	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額

別表第5の備考の1中「又は所得税」を削り、同表の備考の6を次のように改める。

6 別表第2の備考の4の規定は、この表における所得割の額の算定方法について準用する。

別表第5の備考の8を削る。

（老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第3条 老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用の額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（単給を含む。）ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成	円 0

	6年法律第30号)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による被支援者		
B	A階層を除き、当該年度分(4月分から6月分までにあつては、前年度分)の市町村民税非課税の者	0	
C	A階層を除き、当該年度分(4月分から6月分までにあつては、前年度分)の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	4,500	
D 1	A階層お	12,000円以下	6,600
D 2	よびC階	12,001円以上30,000円以下	9,000
D 3	層を除き、	30,001円以上60,000円以下	13,500
D 4	当該年度	60,001円以上96,000円以下	18,700
D 5	分(4月	96,001円以上189,000円以下	29,000
D 6	分から6	189,001円以上277,000円以下	41,200
D 7	月分まで	277,001円以上348,000円以下	54,200
D 8	にあつて	348,001円以上465,000円以下	68,700
D 9	は、前年	465,001円以上594,000円以下	85,000
D 10	度分)の	594,001円以上716,000円以下	102,900
D 11	市町村民	716,001円以上864,000円以下	122,500
D 12	税の課税	864,001円以上1,056,000円以下	143,800
D 13	世帯であつて、その市町	1,056,001円以上1,238,000円以下	166,600
D 14	村民税の所得割の	1,238,001円以上1,439,000円以下	191,200
D 15	額の区分が次の区分に該当する世帯	1,439,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

別表第2の備考の1および備考の2を次のように改める。

- この表において、「市町村民税」とは地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」および「所得割」とはそれぞれ同法第292条第1項第1号および第2号に規定する均等割および所得割(それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - 地方税法第314条の7および第314条の8ならびに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
 - 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)第292条第1項第8号に規定

する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)又は旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

- 当該被措置者の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
 - 地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 - アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(当該者が同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

別表第2の備考の5を削り、同表の備考の6を同表の備考の5とし、同表の備考の7を同表の備考の6とする。

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正)

第4条 秋田市助産施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

助産施設徴収金額表

各月初日の入所者の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による被支援世帯	円 0

B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D 1	A階層およびC階層を	9,000円以下	6,600
D 2	除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,001円以上 19,000円以下	9,000

別表の備考の1中「C1階層」を「C階層」に、「C2階層」を「D1階層およびD2階層」に改め、同表の備考の2を次のように改める。

2 所得割の額を算定する場合には、妊産婦およびその妊産婦の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表の備考の4中「同法第313条第1項」を「同項第13号」に、「所得の」を「所得金額の」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に、「又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円」を「および山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円」に改め、「とし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するもの」を削り、同表の備考の4の(1)中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正）

第5条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

母子生活支援施設徴収金額表

各月初日の入所者の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)
階層区分	定 義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）および中国残留邦人等の円滑な	円 0

	帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による被支援世帯		
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯	1,100	
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200	
D 1	A階層およびC	9,000円以下	3,300
D 2	階層を除き、当該年度分（4月	9,001円以上 27,000円以下	4,500
D 3	分から6月分までにあつては、	27,001円以上 57,000円以下	6,700
D 4	前年度分）の市町村民税の課税	57,001円以上 93,000円以下	9,300
D 5	世帯であつて、その市町村民税	93,001円以上 177,300円以下	14,500
D 6	の所得割の額の区分が次の区分	177,301円以上 258,100円以下	20,600
D 7	に該当する世帯	258,101円以上 348,100円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。）
D 8		348,101円以上 456,100円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。）
D 9		456,101円以上 583,200円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。）
D 10		583,201円以上 704,000円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額（全

		額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。)
D11	704,001円以上 852,000円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。)
D12	852,001円以上 1,044,000円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。)
D13	1,044,001円以上 1,225,500円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。)
D14	1,225,501円以上 1,426,500円以下	その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。)
D15	1,426,501円以上	その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収)

別表の備考の1中「C1階層」を「C階層」に、「C2階層」を「D1階層からD15階層まで」に改め、同表の備考の2を次のように改める。

- 所得割の額を算定する場合には、入所者およびその入所者の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に

住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表の備考の3中「児童の」を「入所者の」に改め、同表の備考の5中「同法第313条第1項」を「同項第13号」に、「所得の」を「所得金額の」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に、「又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円」を「および山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円」に改め、「とし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削り、同表の備考の5の(1)中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正)

第6条 秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 別表第1のA階層に属していた世帯であって生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の改正により同表のB階層に属することとなったもののうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当分の間、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

徴収基準額表

世帯の階層区分		療育の給付	
		徴収基準 月額	加算基準 月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による被支援世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分(4月分から6月分まで)にあっては、前年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C	A階層を除き、当該年度分(4月分から6月分まで)にあっては、前年度分の市町村民税の均等割の額のみ課税世帯	4,500	450
D1	A階層およびC階層を	3,000円以下	5,800 580
D2		3,001円以上	6,900 690

	除き、当該	5,800円以下		
D 3	年度分（4	5,801円以上	7,600	760
	月分から6	8,700円以下		
D 4	月分までに	8,701円以上	8,500	850
	あっては、	13,000円以下		
D 5	前年度分）	13,001円以上	9,400	940
	の市町村民	17,400円以下		
D 6	税の課税世	17,401円以上	11,000	1,100
	帯であって、	22,400円以下		
D 7	その市町村	22,401円以上	12,500	1,250
	民税の所得	28,200円以下		
D 8	割の額の区	28,201円以上	16,200	1,620
	分が次の区	58,400円以下		
D 9	分に該当す	58,401円以上	18,700	1,870
	る世帯	75,000円以下		
D 10		75,001円以上	23,100	2,310
		96,600円以下		
D 11		96,601円以上	27,500	2,750
		121,800円以下		
D 12		121,801円以上	35,700	3,570
		175,500円以下		
D 13		175,501円以上	44,000	4,400
		221,100円以下		
D 14		221,101円以上	52,300	5,230
		380,800円以下		
D 15		380,801円以上	80,700	8,070
		549,000円以下		
D 16		549,001円以上	85,000	8,500
		579,000円以下		
D 17		579,001円以上	102,900	10,290
		700,900円以下		
D 18		700,901円以上	122,500	12,250
		849,000円以下		
D 19		849,001円以上	143,800	14,380
		1,041,000円以下		
D 20		1,041,001円以上	全額	全額に100

				分の10を 乗じて得 た額。た だし、そ の 額 が 17,120 円 に満たな い場合は、 17,120円
--	--	--	--	--

別表第1の備考の1中「C1階層」を「C階層」に、「C2階層」を「D1階層からD20階層まで」に改め、同表の備考の2を次のように改める。

2 所得割の額を算定する場合には、当該児童および当該児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第1の備考の4中「D19階層」を「D20階層」に改め、同表の備考の5ただし書中「所得税又は」を削り、同表の備考の6中「すべて」を「全て」に、「所得税等」を「市町村民税」に改め、同表の備考の7中「D19階層」を「D20階層」に改め、同表の備考の8中「同法第313条第1項」を「同項第13号」に、「所得の」を「所得金額の」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、「（以下「みなし寡婦等」という。）」を削り、「又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円」を「および山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円」に改め、「とし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削り、同表の備考の8の(1)中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

税額等による階層区分		上限月額	徴収額		
			障害児通所支援 1日当たり	居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者	円 0	円 0	円 0	円 0

B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者	0	0	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	1,100	100	50	100	
D 1	A階層およびC階層を除き、	12,000円以下	1,600	200	100	200
D 2	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）	12,001円以上 30,000円以下	2,200	300	150	300
D 3	の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割	30,001円以上 60,000円以下	3,300	400	200	400
D 4	の額の区分が次の区分に該当する世帯	60,001円以上 96,000円以下	4,600	500	250	600
D 5		96,001円以上 189,000円以下	7,200	700	300	1,000
D 6		189,001円以上 277,000円以下	10,300	1,000	400	1,400
D 7		277,001円以上 348,000円以下	13,500	1,300	500	1,800
D 8		348,001円以上 465,000円以下	17,100	1,700	600	2,300
D 9		465,001円以上 594,000円以下	21,200	2,100	800	2,800
D10		594,001円以上 716,000円以下	25,700	2,500	1,000	3,400
D11		716,001円以上 864,000円以下	30,600	3,000	1,200	4,100
D12		864,001円以上 1,056,000円以下	35,900	3,500	1,400	4,800
D13		1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600	4,000	1,600	5,500
D14		1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800	4,600	1,900	6,400
D15		1,439,001円以上	障害児通所支援給付費基準額および肢体不自由児通所医療費基準額又は介護給付費等基準額	障害児通所支援給付費基準額および肢体不自由児通所医療費基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

別表第2の備考の1中「又は所得税」を削り、同表の備考の5ただし書中「均等割又は所得割の額の計算においては、備考の12」を「備考の11」に改め、「とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項および同法附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないもの」を削り、同表の備考の6を次のように改める。

6 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7および第314条の8ならびに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定

する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

- (3) 当該障害児の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の

生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

別表第2の備考の10を削り、同表の備考の11中「C1階層からD14階層まで」を「C階層からD15階層まで」に、「備考の12」を「備考の11」に改め、同表の備考の11を同表の備考の10とし、同表の備考の12中「C2階層からD14階層まで」を「D1階層からD15階層まで」に、「（昭和23年政令第74号）第24条第4号」を「第24条第5号」に改め、同表の備考の12を同表の備考の11とし、同表の備考に次のように加える。

12 障害児が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該障害児に係る措置に要する費用のうち実費に相当する額を除いた額については、徴収しないものとする。この場合において、当該実費に相当する額については、この表に定める額を上限として徴収することができる。

（母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第7条 母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 別表のA階層に属していた世帯であって生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の改正により同表のB階層に属することとなったもののうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当分の間、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

世帯の階層区分		徴収基準月額	加算基準月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自	円 0	円 0

	立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による被支援世帯		
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の均等割の額のみ課税世帯	5,400	540
D 1	A階層およびC階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	7,900
D 2		15,001円以上 21,000円以下	10,800
D 3		21,001円以上 51,000円以下	16,200
D 4		51,001円以上 87,000円以下	22,400
D 5		87,001円以上 171,300円以下	34,800
D 6		171,301円以上 252,100円以下	49,400
D 7		252,101円以上 342,100円以下	65,000
D 8		342,101円以上 450,100円以下	82,400
D 9		450,101円以上 579,000円以下	102,000
D 10		579,001円以上 700,900円以下	123,400
D 11		700,901円以上 849,000円以下	147,000
D 12		849,001円以上 1,041,000円以下	172,500
D 13		1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900
D 14		1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400
D 15		1,423,501円以上	全額

全額に100分の10を乗じて得た額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

別表の備考の1中「C1階層」を「C階層」に、「C2階層」を「D1階層からD15階層まで」に改め、同表の備考の2を次のように改める。

2 所得割の額を算定する場合には、被措置者およびその

被措置者の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表の備考の3の(2)中「D₁₁階層」を「D15階層」に改め、同表の備考の3の(3)ただし書中「所得税又は」を削り、同表の備考の4中「すべて」を「全て」に、「所得税等」を「市町村民税」に改め、同表の備考の5中「D₁₁階層」を「D15階層」に改め、同表の備考の6中「同法第313条第1項」を「同項第13号」に、「所得の」を「所得金額の」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に、「又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円」を「および山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円」に改め、「とし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削り、同表の備考の6の(1)中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則、第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および第3条の規定による改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則（以下「新身体障害者福祉法費用徴収規則等」という。）の規定は、令和2年度分の市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成31年度分までの市町村民税の額および平成30年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に措置を受けた者に係る費用の額の算定については、当該措置を受けた日の属する月以後に徴収されるべき費用の額の算定から新身体障害者福祉法費用徴収規則等の規定を適用する。
（秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第4条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則および第5条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（以下「新助産施設負担金徴収規則等」という。）の規定は、令和2年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成31年度分までの市町村民税の額および平成30年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日以後に助産又は母子保護を受けた者に係る徴収金額の算定については、当該助産又は母子保護を受けた日の属する月以後に徴収されるべき徴収金額の算定から新助産施設負担金徴収規則等の規定を適用する。
（秋田市児童福祉法施行細則および母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第6条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則および第7条の規定による改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則（以下「新児童福祉法施行細則等」という。）の規定は、令和2年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成31年度分までの市町村民税の額および平成30年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定にかかわらず、施行日以後に措置を受けた者に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、当該措置を受けた日の属する月以後に徴収されるべき徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から新児童福祉法施行細則等の規定を適用する。

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成8年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「写し」の次に「および市長が指定する研修を3年以内に修了したことを証する書類の写し」を加える。

第3条第2項第2号中「および」を「ならびに」に、「第5号まで」を「第6号までおよび第9号」に改め、同項第3号中「写し」の次に「および市長が指定する研修を3年以内に修了したことを証する書類の写し」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第2条第3号および第3条第2項第3号の規定の適用については、これらの規定中「浄化槽管理士免状の写しおよび市長が指定する研修を3年以内に修了したことを証する書類の写し」とあるのは、「浄化槽管理士免状の写し」とする。

秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成28年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長が委嘱する」を「任用する」に改め、同条第2項中「第3条第3項第3号の規定による非常勤の嘱託職員」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中「28,044円」を「22,436円」に、「43,001円」を「33,653円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。（経過措置）
2 改正後の秋田市介護保険条例施行規則の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料の減免から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中「第3項」を「第2項」に改め、同項第5号中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改め、同表第8項第11号を次のように改める。

- (1) 法第29条第2項に定める特定施設等の喫煙禁止場所で喫煙をしている者に対する喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出の命令に関する事項
別表第8項第14号中「第32条第2項」を「第66条第2項」に改め、同号を同項第25号とし、同項第13号中「第32条第1項」を「第66条第1項」に改め、同号を同項第24号とし、同項第12号中「第27条第1項（法第29条第2項および第32条第3項）」を「第61条第1項（法第63条第2項および第66条第3項）」に改め、同号を同項第23号とし、同号の前に次の11号を加える。
(2) 法第31条に定める特定施設等の管理権原者等に対する受動喫煙の防止に係る必要な指導および助言に関する事項
(3) 法第32条第1項に定める特定施設等の管理権原者等に対する喫煙の用に供させるための器具の撤去等の措置をとるべき旨の勧告に関する事項
(4) 法第32条第2項に定める特定施設等の管理権原者等に対する勧告に係る公表に関する事項
(5) 法第32条第3項に定める特定施設等の管理権原者等に対する勧告に係る措置命令に関する事項
(6) 法第34条第1項に定める喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する喫煙専用室標識の除去等に係る勧告に関する事項
(7) 法第34条第2項に定める喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告に係る公表に関する事項

- (18) 法第34条第3項に定める喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告に係る措置命令に関する事項
(19) 法第36条第1項および第2項に定める喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する喫煙目的室標識の除去等に係る勧告に関する事項
(20) 法第36条第3項に定める喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告に係る公表に関する事項
(21) 法第36条第4項に定める喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告に係る措置命令に関する事項
(22) 法第38条第1項に定める特定施設等の管理権原者等に対し報告を求めること又は立入検査等に関する事項
別表に次の1項を加える。

29 秋田県受動喫煙防止条例関係

- (1) 秋田県受動喫煙防止条例（令和元年秋田県条例第4号。以下この項において「県条例」という。）第13条第1項に定める第一種施設等の管理権原者に対し報告等を求めること又は立入検査等に関する事項
(2) 県条例第14条第1項に定める施設の管理権原者に対する特定屋外喫煙場所の廃止の勧告に関する事項
(3) 県条例第14条第2項に定める施設の管理権原者に対する喫煙専用室等の供用の停止の勧告に関する事項
(4) 県条例第15条第1項および第2項に定める勧告に係る公表等に関する事項

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第9号中「中央図書館」の次に「（土崎図書館、新屋図書館および雄和図書館を含む。）」を加える。

第21条第4号、第21条の2第4号および第22条第4号を削る。第27条第1項の表中

Table with 4 columns: No., Position, Facility Name, and Description. It lists roles like Room Manager, Section Chief, and Librarian across various facilities.

を

1	課長	課	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	室長	室	
3	館長	学習館 図書館	
4	所長	学校給食センター 教育研究所 自然学習センター	
4の2	事務長	中央図書館	上司の命を受けて、所管事務を掌理する。
5	分館長	中央図書館明徳館 河辺分館	

に

改め、同条第2項の表中

室長補佐	室	を	課長補佐	課	に
課長補佐	課		室長補佐	室	

改め、同表第6号中「自然科学学習館」を「学習館」に改め、同表第7号中「太平山自然学習センター」を「自然学習センター」に改め、同表中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項の表第1号から第13号まで」を「前項の表第1号から第12号まで」に、「前項の表第14号および第15号」を「前項の表第13号および第14号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程を

ここに公布する。

令和2年3月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年1月1日水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「仁井田浄水場更新準備室」を「仁井田浄水場建設室」に改め、同条中「仁井田浄水場更新準備室」を「仁井田浄水場建設室」に改める。

第3条の2第2項第1号中「更新計画」を「更新」に改める。

第4条の表中「仁井田浄水場更新準備室」を「仁井田浄水場建設室」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第37条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「即時支払い」を「即時支払」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

別表第1 勘定科目表費用勘定の表中

賞与引当金 繰入額	賞与引当金として 計上するための繰 入額
賃金	臨時雇および人夫 の賃金

を

賞与引当金 繰入額	賞与引当金として 計上するための繰 入額
--------------	----------------------------

 に改め、同表説明の欄中「臨時又

は非常勤の顧問、嘱託員等」を「非常勤の顧問等」に改める。

別表第2 勘定科目表費用勘定の表中

賞与引当金 繰入額	賞与引当金として 計上するための繰 入額
賃金	臨時職員および人夫 の賃金

を

賞与引当金 繰入額	賞与引当金として 計上するための繰 入額
--------------	----------------------------

 に、

総係費		事業活動の全般に 関連する費用
報酬		臨時又は非常勤の 顧問、嘱託員等に 対する報酬
退職給付費		退職給付引当金と して計上するた めの繰入額および退 職手当の支払に当 たって不足が生じ た場合の当該不足 額
研修費		職員の研修に要す る費用
交際費		
広告料		
行事費		
諸謝金		
報償費		
補助金		
貸倒引当金 繰入額		貸倒引当金として 計上するための繰 入額
上記のほか、 管渠費の「節」に 準ずる。		

を

総係費		事業活動の全般に 関連する費用	
報酬		非常勤の顧問等に 対する報酬	
退職給付費		退職給付引当金と して計上するた めの繰入額および退 職手当の支払に当 たって不足が生じ た場合の当該不足 額	
研修費		職員の研修に要す る費用	に改める。
交際費			
広告料			
行事費			
諸謝金			
報償費			
補助金			
貸倒引当金 繰入額		貸倒引当金として 計上するための繰 入額	

上記のほか、管渠費の「節」に準ずる。

別表第3勘定科目表費用勘定の表中

賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
賃金	臨時職員および人夫の賃金

を

賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
----------	--------------------

に、

総係費		事業活動の全般に関連する費用
	報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
	退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額および退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
	研修費	職員の研修に要する費用
	交際費	
	広告料	
	行事費	
	諸謝金	
	報償費	
	補助金	
	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
上記のほか、管渠費の「節」に準ずる。		

を

総係費		事業活動の全般に関連する費用
	報酬	非常勤の顧問等に対する報酬
	退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額および退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
	研修費	職員の研修に要する費用

に、

個別排水処理施設総係費		事業活動の全般に関連する費用
	報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
	退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額および退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
	研修費	職員の研修に要する費用

交際費	
広告料	
行事費	
諸謝金	
報償費	
補助金	
貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として 計上するための繰 入額
上記のほ か、管渠費 の「節」に 準ずる。	

交際費		
広告料		
行事費		
諸謝金		
報償費		
補助金		
貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として 計上するための繰 入額	
上記のほ か、個別排 水処理施設 浄化槽費の 「節」に準 ずる。		

個別排水処 理施設総係 費		事業活動の全般に 関連する費用
	報酬	非常勤の顧問等 に対する報酬
	退職給付費	退職給付引当金と して計上するた めの繰入額およ び退職手当の支 払に当たって不 足が生じた場合 の当該不足額
	研修費	職員の研修に要 する費用
	交際費	
	広告料	
	行事費	
	諸謝金	
	報償費	
	補助金	
	貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として 計上するための繰 入額
	上記のほ か、個別排 水処理施設 浄化槽費の 「節」に準 ずる。	

特定地域生 活排水処理 施設業務費		特定地域生活排 水処理施設使用 料の徴収事務お よび水洗便所の 普及促進に要す る費用
	個別排水処 理施設業務費 の「節」に 準ずる。	

を

に、

を

特定地域生 活排水処理 施設業務費		特定地域生活排 水処理施設使用 料の徴収事務お よび水洗便所の 普及促進に要す る費用
-------------------------	--	--

に改める。

	個別排水処理施設業務費の「節」に準ずる。	
--	----------------------	--

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

(秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

様式第2号その3中「納付されなかったとき。」を「納付されなかったとき」に改め、「割合」の次に「(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)」を加える。

(秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部改正)

第2条 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程(平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

様式第2号その3中「納付されなかったとき。」を「納付されなかったとき」に改め、「割合」の次に「(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局諸収入金の延滞金の徴収に関する条例施行規

程をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局管理規程第5号

秋田市上下水道局諸収入金の延滞金の徴収に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例(昭和26年秋田市条例第21号。以下「条例」という。)第5条の規定により読み替えて適用する条例第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 条例第5条の規定により読み替えて適用する条例第4条第3項の規定による延滞金の減免は、納付義務者又はその者と生計を一にする者が次の各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ない事由があると認められるときに行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により損失を受けた場合
- (2) 病気、負傷等により生活が著しく困難となっている場合
- (3) 失業し、又は事業を廃止し、もしくは休止した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める場合

(減免の手続)

第3条 前条の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を申請者に通知しなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局管理規程第6号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2 勘定科目表資産勘定の表中

長期前			
払消費			
税			

を	長期前 払消費税			に改める。
	その他 投資		上記以外の投資 の性質を有する もの	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
秋田市上下水道局管理規程第7号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第2号中「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条企画財政部長専決事項の項第4号中「（賃金に係る共済費を除く。）」を削り、同項第5号中「きずなでホットしていききた寄附金」を「秋田市ふるさと応援寄附金」に改める。

第10条の2所長共通専決事項（保健所長を除く。）の項第1号中「別表第2の1の表第8号、第9号、第11号から第14号までおよび第16号から第18号まで」を「別表第2の1の表第7号、第8号、第10号から第13号までおよび第15号から第17号まで」に改め、同項第3号中「別表第2の1の表第19号カ」を「別表第2の1の表第18号カ」に改める。

第10条の4第6号中「に規定する地域センターおよび同項第65号から第70号まで」を「から第69号まで」に改める。

第11条人事課長専決事項の項第7号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第8号中「委員の報酬」の次に「（農業委員会の委員の年額の報酬を除く。）」を加え、「職員の給与ならびに月額嘱託の報酬」を「ならびに職員の給与（会計年度任用職員の給与および報酬（基本報酬が月額又は時間額により定められている会計年度任用職員の報酬を除く。）を含む。）ならびに基本報酬が月額により定められている会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」に改め、同条財政課長専決事項の項第4号中「きずなでホットしていききた寄附金」を「秋田市ふるさと

応援寄附金」に改める。

第13条第1号中「第7号まで、第9号ウ、第11号ウ、第12号アからウまで、第13号ア、第14号アおよびイ、第19号アからエまで、第20号、第23号イならびに第27号」を「第6号まで、第8号ウ、第10号ウ、第11号アからウまで、第12号ア、第13号アおよびイ、第18号アからエまで、第19号、第22号イならびに第26号」に改める。

別表第2の1の表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同表第19号イ中「第115条の45の3第6項」の次に「および第115条の47第6項の規定」を、「もの」の次に「ならびに同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業により支出するもの」を加え、同号を同表第18号とし、同表中第20号を第19号とし、第21号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、別表第2の4の表第1号中「月額嘱託」を「基本報酬が月額により定められている会計年度任用職員」に改め、同表中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表第7号イ中「その他」の次に「（基本報酬が月額により定められている会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く。）」を加え、同号を同表第6号とし、同表中第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同表第17号イ中「第115条の45の3第6項」の次に「および第115条の47第6項の規定」を、「もの」の次に「ならびに同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業により支出するもの」を加え、同号を同表第16号とし、同表中第18号を第17号とし、第19号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条人事課長専決事項の項第8号の改正規定（「委員の報酬」の次に「（農業委員会の委員の年額の報酬を除く。）」を加える部分に限る。）および次項の規定は、公布の日から施行する。（会計年度任用職員の任免に関する事項の専決）
- 改正後の秋田市事務決裁規程第11条人事課長専決事項の項第7号の規定による会計年度任用職員の任免に関する事項の専決は、この訓令の施行前においても行うことができる。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第3号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月19日

秋田市議会議長 岩 谷 政 良

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

秋田市議会委員会傍聴規程（平成9年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（傍聴券の交付等）」に改め、同条第1項中「委員会当日、委員会傍聴申請書に所定事項を記入し、委員長に申し込まなければならない」を「傍聴券の交付を受けなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 傍聴券は、委員会の当日に一般席で傍聴しようとする者に対し、所定の場所で先着順により交付する。

第3条第3項および第4項を削り、同条第5項中「傍聴券」の次に「又は傍聴証」を加え、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会事務決裁規程（平成3年秋田市教委訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「第27条第2項」を「第27条第1項」に改める。

第3条の表に次のように加える。

事務長	参事又は副参事	主席主査又は主査	
-----	---------	----------	--

第7条第10号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

上 下 水 道 局 訓 令

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第18号中「臨時雇用」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等の任用」に改める。

別表第2の1の表第1号アおよび第2号ア中「、法定福利費および賃金」を「および法定福利費」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第3号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第26号を第27号とし、第9号から第25号までを1号

「

(8) 下水道事業受益者負担金等の減免、還付および充當に関すること。	○		
------------------------------------	---	--	--

」を

「

(8) 下水道事業受益者負担金等の減免、還付および充當に関すること。	○		
(9) 延滞金の減免に関すること。	○		

」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月18日

秋田市消防長 伊 藤 弥 真 彦

秋田市消防本部等処務規程等の一部を改正する訓令

（秋田市消防本部等処務規程の一部改正）

第1条 秋田市消防本部等処務規程（昭和39年秋田市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しの「当直長等」を「（主席主査等）」に改め、同条の表消防署および分署の項左欄の「当直長」を「主席主査」に、同表同項中欄中「事務を処理する。」を「重要な事務の一部を分担処理する。」に改め、同条第2項中「当直長が不在の場合に当直長の職務を代理させるため、消防署、分署および出張所に当直長代理を置くことができる。」を「秋田市消防警防規程第17条に規定する任務にあたらせるため、当日勤務している者のうち、消防署および分署に当直責任者を指名するものとする。」に改める。

第10条の表主席主査の項左欄の「主席主査」を「主査」に改め、同表同項中欄中「重要な」を削り、同表主任の項中欄中「事務の一部を分担処理する。」を「重要な事務を掌る。」に改め、同表副主任の項中欄中「所管の事務の一部を分担処理する。」を「事務を掌る。」に改め、同表担当の項左欄の「担当」を「主事」に改める。

第2条 秋田市消防本部等事務決裁規程（昭和50年秋田市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表署長の項中「当直長」を「主席主査」に改める。
 第8条中「当直長」を「副署長」に改める。
 第3条 秋田市消防職員服務規程（平成28年秋田市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。
 第40条第2項中「当直長」を「主席主査」に改め、「副分署長」の次に「又は主席主査」を、「副出張所長」の次に「又は主査」を加える。
 第41条第2項中「当直長間」を「副署長間」に、同条第3項中「当直長」を「主席主査」に改める。
 第46条の表本署当直長および分署当直長の項左欄中の「当直長」を「主席主査」に改める。
 第4条 秋田市消防警防規程（昭和60年秋田市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。
 第17条第2項中「当直長および」を削り、「副分署長」の次に「および当直責任者」を加える。
 附 則
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番2号
一般社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 野 口 良 孝
- 2 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1号
株式会社サンアメニティ秋田支社
支社長 金 澤 直 樹
- 2 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊成町内会
- 2 認可年月日
平成7年2月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 佐々木 昇
秋田市河辺豊成字一ノ割8番地
変更後 山 内 三 廣
秋田市河辺戸島字藤島94番地
- 4 変更年月日
令和2年1月26日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月3日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市御所野元町一丁目1番2-208号
鈴木 真太郎
ローソン 秋田河辺店

秋田市告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和2年3月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社在宅ケアセンター	秋田在宅ケアセンター訪問看護ステーション こころ	秋田市下北手松崎字家ノ前24番地12	令和2年2月29日	訪問看護、介護予防訪問看護
特定非営利活動法人ホームホスピス秋田	ホームホスピス秋田居宅介護支援事業所	秋田市広面字近藤堰越11番地1セジュールアン105	令和2年2月29日	居宅介護支援

秋田市告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和2年3月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
合同会社こ ころ	訪問看護ス テーション こころ	秋田市八 橋イサノ 一丁目9 番21号	令和2年 3月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護

秋田市告示第48号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成31年度5期および6期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年3月5日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定廃止 年月日
191	飯島調剤 薬局	秋田市飯島字 薬師田360番 地2	有限会社ファー マシステム 代表取締役 後 藤 清 隆	令和2年 2月29日

秋田市告示第50号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田県横手市駅南一丁目1番26号 グランデール壺番館208
氏名 佐 藤 吉 浩
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市広面字蓮沼101番地1
- 3 売りさばき所の名称
ローソン秋田広面蓮沼店

秋田市告示第51号

次の差押解除通知書等は、法人の住所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押解除通知書等は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 仙台市青葉区国分町一丁目4番9号 マルニシビル
氏名 株式会社セントラルリース
- 2 送達する書類
差押解除通知書1通および参加差押解除通知書2通

秋田市告示第52号

令和2年3月6日の「令和2年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年3月9日

秋田市長 穂 積 志

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,661,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		千円 43,418,576	千円 180,874	千円 43,599,450
	1 市民税	19,744,608	92	19,744,700
	2 固定資産税	19,382,725	145,396	19,528,121
	3 軽自動車税	746,920	12,066	758,986
	7 事業所税	1,500,463	23,320	1,523,783
2 地方譲与税		982,789	71,495	1,054,284
	2 自動車重量譲与税	610,133	71,263	681,396
	4 森林環境譲与税	45,933	232	46,165
4 配当割交付金		102,208	8,370	110,578
	1 配当割交付金	102,208	8,370	110,578
6 地方消費税交付金		6,690,698	△703,381	5,987,317
	1 地方消費税交付金	6,690,698	△703,381	5,987,317
7 ゴルフ場利用税交付金		53,839	3,322	57,161
	1 ゴルフ場利用税交付金	53,839	3,322	57,161
8 自動車取得税交付金		90,372	29,818	120,190
	1 自動車取得税交付金	90,372	29,818	120,190
11 地方特例交付金		519,346	20,689	540,035
	1 地方特例交付金	274,747	19,278	294,025
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	244,599	1,411	246,010
12 地方交付税		20,008,000	692,952	20,700,952
	1 地方交付税	20,008,000	692,952	20,700,952
14 分担金及び負担金		844,146	55,987	900,133
	1 負担金	844,146	55,987	900,133
15 使用料及び手数料		2,405,808	△2,292	2,403,516
	1 使用料	1,130,842	△990	1,129,852

	2 手数料	1,274,966	△1,302	1,273,664
16 国庫支出金		23,144,234	△389,165	22,755,069
	1 国庫負担金	18,314,504	231,328	18,545,832
	2 国庫補助金	4,751,042	△613,871	4,137,171
	3 委託金	78,688	△6,622	72,066
17 県支出金		9,271,736	△110,274	9,161,462
	1 県負担金	5,954,780	△20,011	5,934,769
	2 県補助金	2,661,035	△80,282	2,580,753
	3 委託金	655,921	△9,981	645,940
18 財産収入		198,459	181,298	379,757
	1 財産運用収入	157,378	3,694	161,072
	2 財産売払収入	41,081	177,604	218,685
19 寄附金		203,053	12,345	215,398
	1 寄附金	203,053	12,345	215,398
20 繰入金		4,958,017	182,382	5,140,399
	1 特別会計繰入金	256,005	16,922	272,927
	2 基金繰入金	4,702,012	165,460	4,867,472
21 繰越金		1,010,532	421,503	1,432,035
	1 繰越金	1,010,532	421,503	1,432,035
22 諸収入		8,899,276	△1,009	8,898,267
	3 貸付金元利収入	7,189,917	△1,294	7,188,623
	4 受託事業収入	6,311	21,792	28,103
	5 雑入	1,632,834	△21,507	1,611,327
23 市債		14,027,200	909,700	14,936,900
	1 市債	14,027,200	909,700	14,936,900
歳 入 合 計		137,096,996	1,564,614	138,661,610

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 692,376	千円 △2,647	千円 689,729
	1 議会費	692,376	△2,647	689,729
2 総務費		17,864,270	974,390	18,838,660
	1 総務管理費	15,773,479	1,090,158	16,863,637
	2 徴税费	1,063,994	△53,126	1,010,868
	3 戸籍住民基本台帳費	506,639	△12,996	493,643
	4 選挙費	359,459	△49,896	309,563
	5 統計調査費	74,691	250	74,941
3 民生費		50,996,883	363,081	51,359,964
	1 社会福祉費	23,179,132	△336	23,178,796
	2 児童福祉費	18,532,700	89,647	18,622,347
	3 生活保護費	9,242,992	270,339	9,513,331
	4 国民年金費	40,659	3,431	44,090
4 衛生費		9,401,754	△121,645	9,280,109
	1 環境衛生費	632,964	△20,266	612,698
	2 保健所費	1,732,642	△41,876	1,690,766
	3 清掃費	4,826,038	△58,041	4,767,997
	5 上水道費	120,031	1,073	121,104
	6 食肉衛生検査所費	168,605	5,236	173,841
	7 母子衛生費	629,927	△7,771	622,156
5 労働費		652,448	△31,800	620,648
	1 労働諸費	652,448	△31,800	620,648
6 農林水産業費		2,926,919	△224,025	2,702,894
	1 農業費	2,125,394	△213,458	1,911,936
	2 農業集落排水費	523,908	△51,584	472,324

	3 林業費	277,617	41,017	318,634
7 商工費		9,572,827	△93,933	9,478,894
	1 商工費	9,572,827	△93,933	9,478,894
8 土木費		14,777,495	83,055	14,860,550
	1 土木管理費	314,790	6,451	321,241
	2 道路橋りょう費	4,276,395	△3,242	4,273,153
	3 河川費	377,881	△5,138	372,743
	4 港湾費	171,776	△6,600	165,176
	5 都市計画費	4,540,267	277,033	4,817,300
	6 下水道費	4,353,099	△147,359	4,205,740
	7 住宅費	743,287	△38,090	705,197
9 消防費		4,149,998	39,525	4,189,523
	1 消防費	4,149,998	39,525	4,189,523
10 教育費		11,807,815	623,463	12,431,278
	1 教育総務費	1,442,914	32,355	1,475,269
	2 小学校費	3,134,544	367,277	3,501,821
	3 中学校費	1,741,567	380,611	2,122,178
	4 高等学校費	860,487	783	861,270
	5 幼稚園費	517,954	△93,700	424,254
	6 社会教育費	1,944,572	△35,556	1,909,016
	7 保健体育費	888,579	△24,603	863,976
	8 専修学校費	167,433	△3,704	163,729
11 災害復旧費		263,637	10,000	273,637
	1 農林水産施設災害復旧費	26,367	10,000	36,367
12 公債費		13,890,573	△54,850	13,835,723
	1 公債費	13,890,573	△54,850	13,835,723
歳 出 合 計		137,096,996	1,564,614	138,661,610

第2表 継続費補正
(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
3 民生費	21 児童福祉費	児童館等整備事業(広面児童館)	千円 202,502	令和元年度	千円 54,011	千円 215,570	令和元年度	千円 54,011
				令和2年度	131,316		令和2年度	131,050
				令和3年度	17,175		令和3年度	30,509

第3表 繰越明許費補正
(追 加)

款	項	事業名	金額	
5 労働諸費	1 労働諸費	勤労者福祉施設改修事業	千円 6,710	
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	101,814	
	3 林業費	県単局所防災事業	27,300	
7 商工費	1 商工費	大森山動物園会計繰出金	3,300	
8 土木費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	5,154	
		2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	60,000
			道路改良事業	55,000
	電線共同溝整備事業		63,000	
	3 河川費	道路排水路等整備事業	40,050	
		河川環境整備事業	26,080	
		古川流域治水対策事業	30,580	
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	62,684	
		地方道路交付金事業	36,000	
中通二丁目広場融雪施設改修事業		41,000		
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業(大住小学校)	380,313	
	3 中学校費	中学校大規模改造事業(外旭川中学校)	306,515	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	6,000	

(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
				千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう修繕事業	補正前	110,000
			補正額	230,000
			補正後	340,000
	3 河川費	河川改修事業	補正前	45,000
			補正額	51,000
			補正後	96,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	補正前	80,010
			補正額	50,708
			補正後	130,718
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	補正前	78,980
			補正額	107,827
			補正後	186,807
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	補正前	16,667
			補正額	5,000
			補正後	21,667

第4表 債務負担行為補正
(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設マネジメントシステム保守管理委託経費	令和元年度～令和2年度	千円 792
固定資産税地理情報システム運用経費	令和元年度～令和6年度	13,665
中心市街地にぎわい創出事業	令和元年度～令和2年度	10,350
油谷これくしょん活用推進事業	令和元年度～令和2年度	5,932
オール秋田「食と芸能」大祭典開催経費	令和元年度～令和2年度	5,500
観光客等受入促進事業	令和元年度～令和2年度	8,720
秋田犬ふれあい事業	令和元年度～令和2年度	8,273
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	令和元年度～令和2年度	70,533

市民スポーツ活動振興事業	令和元年度～令和2年度	19,976
東京2020オリンピック聖火リレー開催関連経費	令和元年度～令和2年度	2,700
美術館施設整備等経費	令和元年度～令和2年度	83,234
休日在宅診療当番医制業務委託経費	令和元年度～令和2年度	3,567
子ども福祉医療制度拡充準備経費	令和元年度～令和2年度	6,618
ワーク・ライフ・バランス推進事業	令和元年度～令和2年度	1,261
若者自立支援事業	令和元年度～令和2年度	6,294
児童福祉関連サービス委託経費等	令和元年度～令和2年度	446,946
母子保健関連事業委託経費	令和元年度～令和2年度	243,890
次世代エネルギーパーク運営経費 (スマートシティ創エネ事業)	令和元年度～令和2年度	1,887
情報統合管理基盤運用経費 (スマートシティ省エネ事業)	令和元年度～令和2年度	10,739
あきエコどんどんプロジェクト事業	令和元年度～令和2年度	6,510
自然環境保全・環境学習推進経費	令和元年度～令和2年度	972
中心市街地循環バス運行事業	令和元年度～令和2年度	7,717
市議会本会議中継等業務委託経費	令和元年度～令和2年度	2,531
ICTジュニア育成事業	令和元年度～令和2年度	2,979
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定子ども未来センター分)	令和元年度～令和2年度	577

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
健康管理関連事業委託経費等	令和元年度 } 令和2年度	千円 14,826	令和元年度 } 令和2年度	千円 477,645
保育士人材確保推進事業	令和元年度 } 令和2年度	2,023	令和元年度 } 令和2年度	2,414
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定観光振興課分)	令和元年度 } 令和2年度	253,868	令和元年度 } 令和2年度	254,502
同 上 (令和元年度設定スポーツ振興課分)	令和元年度 } 令和2年度	99,674	令和元年度 } 令和2年度	100,252

施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定市民課分)	令和元年度 } 令和2年度	2,855	令和元年度 } 令和2年度	18,882
同 上 (令和元年度設定西部市民サービスセンター分)	令和元年度 } 令和2年度	3,636	令和元年度 } 令和2年度	34,780
同 上 (令和元年度設定北部市民サービスセンター分)	令和元年度 } 令和2年度	6,937	令和元年度 } 令和2年度	84,744
同 上 (令和元年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和元年度 } 令和2年度	2,388	令和元年度 } 令和2年度	32,702
同 上 (令和元年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和元年度 } 令和2年度	2,018	令和元年度 } 令和2年度	11,887
同 上 (令和元年度設定南部市民サービスセンター分)	令和元年度 } 令和2年度	50,431	令和元年度 } 令和2年度	84,864
同 上 (令和元年度設定東部市民サービスセンター分)	令和元年度 } 令和2年度	4,256	令和元年度 } 令和2年度	45,368
同 上 (令和元年度設定中央市民サービスセンター分)	令和元年度 } 令和2年度	3,754	令和元年度 } 令和2年度	67,965
同 上 (令和元年度設定子ども総務課分)	令和元年度 } 令和2年度	742	令和元年度 } 令和2年度	1,000
同 上 (令和元年度設定子ども育成課分)	令和元年度 } 令和2年度	7,380	令和元年度 } 令和2年度	22,054
同 上 (令和元年度設定産業企画課分)	令和元年度 } 令和2年度	250,867	令和元年度 } 令和2年度	254,004
同 上 (令和元年度設定建設総務課分)	令和元年度 } 令和2年度	150,752	令和元年度 } 令和2年度	575,957
同 上 (令和元年度設定教育研究所分)	令和元年度 } 令和2年度	2,603	令和元年度 } 令和2年度	4,030
同 上 (令和元年度設定生涯学習室分)	令和元年度 } 令和2年度	44	令和元年度 } 令和2年度	3,853
同 上 (令和元年度設定商業高校分)	令和元年度 } 令和2年度	12,318	令和元年度 } 令和2年度	12,646

第5表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	千円 2,844,300	千円 476,300	千円 3,320,600			
児 童 福 祉 費	152,800	△23,400	129,400			
環 境 衛 生 費	35,000	△2,100	32,900			
農 業 費	295,700	△92,100	203,600			
商 工 費	5,600	3,400	9,000			
土 地 区 画 整 理 費	1,129,800	△53,000	1,076,800			
街 路 事 業 費	148,800	△6,500	142,300			
公 園 整 備 費	159,100	△7,600	151,500			
駅 周 辺 施 設 整 備 費	237,500	△3,600	233,900			
住 宅 費	78,200	21,700	99,900			
消 防 費	317,100	△7,000	310,100			
教 育 総 務 費	37,800	△1,500	36,300			
小 学 校 費	658,900	319,000	977,900			
中 学 校 費	292,700	285,200	577,900			
社 会 教 育 費	211,700	△2,300	209,400			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	12,400	3,200	15,600			
計	14,027,200	909,700	14,936,900			

令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
 令和元年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、
 次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117,866千円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,001,355千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 808,464	千円 △58,933	千円 749,531
	1 国庫補助金	808,464	△58,933	749,531
3 繰入金		1,296,301	△58,933	1,237,368

	1 一般会計繰入金	1,296,301	△58,933	1,237,368
歳 入 合 計		2,119,221	△117,866	2,001,355

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 2,116,721	千円 △117,866	千円 1,998,855
	1 土地区画整理費	2,116,721	△117,866	1,998,855
歳 出 合 計		2,119,221	△117,866	2,001,355

令和元年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）
令和元年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,658千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,147千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 9,239	千円 4,220	千円 13,459
	1 財産運用収入	2,047	44	2,091
	2 財産売払収入	7,190	4,176	11,366
3 繰入金		136,903	1,438	138,341
	1 一般会計繰入金	136,903	1,438	138,341
歳 入 合 計		207,489	5,658	213,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 25,726	千円 1,438	千円 27,164
	1 総務管理費	25,726	1,438	27,164
4 諸支出金		247	4,220	4,467
	1 分収交付金	247	4,220	4,467
歳 出 合 計		207,489	5,658	213,147

令和元年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）
令和元年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,487千円とす

る。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 61,019	千円 4,180	千円 65,199
	1 使用料	40,469	4,180	44,649
2 繰越金		1	12,742	12,743
	1 繰越金	1	12,742	12,743
歳 入 合 計		61,565	16,922	78,487

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 60,465	千円 16,922	千円 77,387
	1 総務管理費	57,149	0	57,149
	2 一般会計繰出金	3,316	16,922	20,238
歳 出 合 計		61,565	16,922	78,487

令和元年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）
令和元年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 総務費	1 総務管理費	希少動物種保存事業	千円 3,300

令和元年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）
令和元年度秋田市の病院事業債管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金	1 市立秋田総合病院貸付金	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付金	千円 109,900

令和元年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
令和元年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,092,586

千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 4,830,785	千円 122,941	千円 4,953,726
	1 国民健康保険税	4,830,785	122,941	4,953,726
3 国庫支出金		3,661	445	4,106
	1 国庫補助金	3,661	445	4,106
4 県支出金		22,996,333	134,510	23,130,843
	1 県補助金	22,996,332	134,510	23,130,842
5 財産収入		155	495	650
	1 財産運用収入	155	495	650
6 繰入金		2,527,278	9,762	2,537,040
	1 一般会計繰入金	2,527,277	9,762	2,537,039
7 繰越金		1	445,980	445,981
	1 繰越金	1	445,980	445,981
歳 入 合 計		30,378,453	714,133	31,092,586

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 208,399	千円 0	千円 208,399
	2 徴税费	89,384	0	89,384
2 保険給付費		22,139,545	238,388	22,377,933
	1 療養諸費	19,222,672	115,477	19,338,149
	2 高額療養費	2,839,374	122,911	2,962,285
3 国民健康保険事業費納付金		7,679,933	31,559	7,711,492
	1 医療給付費分	5,340,792	67,636	5,408,428

	2 後期高齢者支援金等分	1,757,989	△36,220	1,721,769
	3 介護納付金分	581,152	143	581,295
5 保健事業費		276,945	128	277,073
	2 保健事業費	94,601	128	94,729
6 基金積立金		155	495	650
	1 基金積立金	155	495	650
8 諸支出金		20,456	492,563	513,019
	1 償還金及び還付加算金	20,455	492,563	513,018
9 予備費		50,000	△49,000	1,000
	1 予備費	50,000	△49,000	1,000
歳 出 合 計		30,378,453	714,133	31,092,586

第2表 債務負担行為補正
(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度 と 令和2年度	千円 267,433	令和元年度 と 令和2年度	千円 267,541

令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)
令和元年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第3号)は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

592,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,696,332千円とする。
2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 6,357,723	千円 32,127	千円 6,389,850
	1 介護保険料	6,357,723	32,127	6,389,850
3 国庫支出金		7,161,944	△4,936	7,157,008
	2 国庫補助金	2,063,948	△4,936	2,059,012
4 支払基金交付金		7,871,448	32,985	7,904,433
	1 支払基金交付金	7,871,448	32,985	7,904,433

5	県支出金	4,276,261	△4,992	4,271,269
	2 県補助金	228,553	△4,992	223,561
6	財産収入	1	1,256	1,257
	1 基金運用収入	1	1,256	1,257
7	繰入金	4,415,267	△25,695	4,389,572
	1 一般会計繰入金	4,415,266	△25,695	4,389,571
8	繰越金	20,689	562,180	582,869
	1 繰越金	20,689	562,180	582,869
歳 入 合 計		30,103,407	592,925	30,696,332

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	千円 373,469	千円 △15,649	千円 357,820
	1 総務管理費	373,469	△15,649	357,820
3	地域支援事業費	1,557,579	△37,328	1,520,251
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	960,690	△32,485	928,205
	3 包括的支援事業・任意事業費	544,665	△4,843	539,822
4	基金積立金	1	383,722	383,723
	1 基金積立金	1	383,722	383,723
6	諸支出金	20,744	262,180	282,924
	1 償還金及び還付加算金	20,744	262,180	282,924
歳 出 合 計		30,103,407	592,925	30,696,332

令和元年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
 令和元年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
 は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,589,490千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,508,877	千円 271,383	千円 2,780,260
	1 後期高齢者医療保険料	2,508,877	271,383	2,780,260
3 繰入金		802,101	△13,425	788,676
	1 一般会計繰入金	802,101	△13,425	788,676
歳 入 合 計		3,331,532	257,958	3,589,490

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,252,023	千円 257,958	千円 3,509,981
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,252,023	257,958	3,509,981
歳 出 合 計		3,331,532	257,958	3,589,490

令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量） （ 計 ）

(1) 給 水 戸 数	148,200	586	148,786
	戸	戸	戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,691,685	619,639	35,311,324
	m ³	m ³	m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	94,786	1,693	96,479
	m ³	m ³	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備工事			
配水管布設	2,310	△680	1,630
	m	m	m
配水管布設替	20,000	△1,310	18,690
	m	m	m
配水幹線整備	1,930	70	2,000
	m	m	m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（ 計 ）

	収 入		
第1款 水道事業収益	7,717,340	△91,414	7,625,926
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,032,502	△56,383	6,976,119

第2項 営業外収益	684,836	△35,031	649,805
	千円	千円	千円

支 出

第1款 水道事業費用	7,170,721	△255,268	6,915,453
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	6,670,915	△274,729	6,396,186
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	494,906	14,829	509,735
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	3,100	4,632	7,732
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,018,002千円」を「2,799,256千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「163,833千円」を「150,061千円」に、減債積立金「368,341千円」を「458,463千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,485,828千円」を「2,190,732千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（ 計 ）

	収 入		
第1款 資本的収入	1,500,313	△59,088	1,441,225
	千円	千円	千円
第1項 企業債	1,016,900	△61,300	955,600
	千円	千円	千円
第3項 補助金	91,900	△6,900	85,000
	千円	千円	千円
第4項 固定資産 売却代金	1 千円	59 千円	60 千円

第5項 負担金及び 寄附金 支 出	296,936 千円	9,053 千円	305,989 千円	第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 (科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)
第1款 資本的支出	4,518,315 千円	△277,834 千円	4,240,481 千円	収 入
第1項 建設改良費	3,075,043 千円	△288,434 千円	2,786,609 千円	第1款 下水道事業 収 益
第3項 国庫補助金 返 還 金	- 千円	10,600 千円	10,600 千円	第1項 営業収益
(企業債)				第2項 営業外収益
第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。 (既決予定額)(補正予定額) (計)				第3項 特別利益
限 度 額	1,016,900 千円	△61,300 千円	955,600 千円	支 出
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				第1款 下水道事業 費 用
第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。 (既決予定額)(補正予定額) (計)				第1項 営業費用
(1) 職 員 給 与 費	1,125,692 千円	△104,444 千円	1,021,248 千円	第2項 営業外費用
(他会計からの補助金)				第3項 特別損失
第7条 予算第10条中「25,455千円」を「26,528千円」に改める。 (利益剰余金の処分)				(資本的収入及び支出)
第8条 予算第11条中当年度未処分利益剰余金「369,614千円」 を「536,090千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。 (既決予定額)(補正予定額) (計)				第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額「4,314,837千円」を「4,359,699千円」に、当 年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「133,054千円」 を「236,502千円」に、減債積立金「866,840千円」を「1,018,309 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,173,025千円」を 「1,442,802千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,141,918 千円」を「1,662,086千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び 支出の予定額を次のとおり補正する。 (科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)
(1) 減 債 積 立 金	184,614 千円	82,476 千円	267,090 千円	収 入
(2) 建設改良積立金	185,000 千円	84,000 千円	269,000 千円	第1款 資本的収入
令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号) (総 則)				第1項 企業債
第1条 令和元年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号) は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)				第3項 補 助 金
第2条 令和元年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」と いう。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。 (既決予定量)(補正予定量) (計)				第4項 負 担 金
(1) 排 水 戸 数	122,355 戸	△526 戸	121,829 戸	第5項 固定資産 売却代金
(2) 年間総処理水量	40,043,384 m ³	△3,166,993 m ³	36,876,391 m ³	支 出
(3) 一日平均処理水量	109,408 m ³	△8,653 m ³	100,755 m ³	第1款 資本的支出
(4) 主要な建設改良事業				第1項 建設改良費
(イ) 管渠建設工事				第2項 企業債 償 還 金
管 渠 布 設	8,110 m	△1,101 m	7,009 m	第3項 国庫補助金 返 還 金
管 渠 改 築 等	4,890 m	△113 m	4,777 m	(継続費)
(ロ) 特定環境保全 公共下水道工事				第5条 予算第5条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、予算第 4条の次に次の1条を加える。 (継続費)
管 渠 布 設	203 m	△11 m	192 m	
(収益的収入及び支出)				

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(変更前)

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的	1 建設 新城川左岸	2,150,000	平成	566,000
支 出	改良費 3-1号幹線	千円	29年度	千円
	築造工事		平成	1,020,000
			30年度	千円
			令和	564,000
			元年度	千円

(変更後)

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的	1 建設 新城川左岸	2,180,000	平成	566,000
支 出	改良費 3-1号幹線	千円	29年度	千円
	築造工事		平成	1,020,000
			30年度	千円
			令和	594,000
			元年度	千円

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

限 度 額	3,320,200	△107,000	3,213,200
	千円	千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 職員給与費	614,965	△104,905	510,060
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第11条中「1,264,393千円」を「1,242,030千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「853,163千円」を「971,648千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 減債積立金	853,163	118,485	971,648
	千円	千円	千円

令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
(総 則)

第1条 令和元年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度秋田市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 排水戸数			
(農業集落排水)	2,865戸	△37戸	2,828戸
(個別排水処理)	234戸	△3戸	231戸
(計)	3,099戸	△40戸	3,059戸
(2) 年間総処理水量			
(農業集落排水)	1,009,858m ³	△113,113m ³	896,745m ³
(個別排水処理)	53,413m ³	△1,050m ³	52,363m ³
(計)	1,063,271m ³	△114,163m ³	949,108m ³
(3) 一日平均処理水量			

(農業集落排水)	2,759m ³	△309m ³	2,450m ³
(個別排水処理)	146m ³	△3m ³	143m ³
(計)	2,905m ³	△312m ³	2,593m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入			
第1款 農業集落排水	754,941	△40,579	714,362
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	131,150	△1,191	129,959
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	623,790	△55,095	568,695
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	1	15,707	15,708
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	34,846	△2,861	31,985
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	9,154	△649	8,505
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	25,690	△2,212	23,478
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 農業集落排水	752,019	△40,207	711,812
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	692,655	△39,738	652,917
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	58,814	△469	58,345
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	35,601	△3,039	32,562
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	33,570	△3,039	30,531
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「225,874千円」を「225,963千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,167千円及び過年度分損益勘定留保資金223,707千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,515千円、減債積立金20,064千円及び過年度分損益勘定留保資金201,384千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入			
第1款 農業集落排水	240,129	△48,021	192,108
事業資本的収入	千円	千円	千円
第1項 企業債	40,000	△3,000	37,000
	千円	千円	千円
第2項 出資金	101,005	△1,713	99,292
	千円	千円	千円
第3項 補助金	57,000	△8,960	48,040
	千円	千円	千円
第4項 負担金	40,000	△34,348	5,652
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	17,585	△3,096	14,489
事業資本的収入	千円	千円	千円

第1項 企業債	6,100	△6,100	0	等放置規制区域 12台
	千円	千円	千円	イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
第2項 出資金	11,049	3,092	14,141	(2) 撤去し、保管した年月日
	千円	千円	千円	令和2年2月3日から同月29日まで
第3項 負担金	436	△88	348	(3) 返還を行う時間および場所
	千円	千円	千円	ア 時間 午前10時から午後7時まで
支 出				イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)
第1款 農業集落排水事業資本的支出	459,179	△48,032	411,147	秋田市自転車等保管所
	千円	千円	千円	(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
第1項 建設改良費	164,233	△48,021	116,212	令和2年3月10日から同年9月10日まで
	千円	千円	千円	2 返還を受けるために必要な事項
第3項 投資	13	△11	2	自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
	千円	千円	千円	3 所有権の帰属
第2款 個別排水処理事業資本的支出	24,409	△2,996	21,413	この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
	千円	千円	千円	4 問合せ先
第1項 建設改良費	16,359	△2,996	13,363	秋田市山王一丁目1番1号
	千円	千円	千円	秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
(企業債)				秋田市東通仲町4番3号
第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。				秋田市自転車等保管所 電話 834-6497
(既決予定額)(補正予定額) (計)				
限度額	46,100	△9,100	37,000	
	千円	千円	千円	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。				
(既決予定額)(補正予定額) (計)				
(1) 職員給与費	40,184	△13,808	26,376	
	千円	千円	千円	
(他会計からの補助金)				
第7条 予算第10条中「410,925千円」を「357,962千円」に改める。				
<hr/>				
秋田市告示第53号				
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。				
令和2年3月9日				
秋田市長 穂 積 志				
1 受託人の住所および氏名	秋田市榎山本町2番3号			
	株式会社松美造園建設工業			
	代表取締役 佐藤 正義			
2 委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで			
<hr/>				
秋田市告示第54号				
秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。				
令和2年3月10日				
秋田市長 穂 積 志				
1 撤去し、保管した自転車等	ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車			
(1) 放置されていた場所および台数	イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台			
	(2) 撤去し、保管した年月日			
	令和2年2月3日から同月29日まで			
	(3) 返還を行う時間および場所			
	ア 時間 午前10時から午後7時まで			
	イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)			
	秋田市自転車等保管所			
	(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間			
	令和2年3月10日から同年9月10日まで			
2 返還を受けるために必要な事項				
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。				
3 所有権の帰属				
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。				
4 問合せ先				
秋田市山王一丁目1番1号				
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766				
秋田市東通仲町4番3号				
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497				
<hr/>				
秋田市告示第55号				
次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。				
なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。				
令和2年3月11日				
秋田市長 穂 積 志				
1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所	別紙(省略)のとおり			
2 送達する書類	平成31年度および令和2年度介護保険料納入通知書			
<hr/>				
秋田市告示第56号				
次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。				
なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。				
令和2年3月11日				
秋田市長 穂 積 志				
1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所	別紙(省略)のとおり			
2 送達する書類	平成31年度分介護保険料督促状			

秋田市告示第57号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定により、秋田市桜台一丁目の一部について、街区の区域を追加するので、次のとおり告示する。

令和2年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 街区の区域
別図(1)（省略）を別図(2)（省略）とする。
- 2 変更期日
令和2年3月11日

秋田市告示第58号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
狩野 侑太
秋田市東通仲町3番1号 レオパレスモナミ208
- 2 送達すべき書類の名称
令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第59号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第60号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和2年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和2年3月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日
令和2年3月13日 秋田県告示第106号
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市河辺神内字太田面の一部
秋田市河辺神内字六枚田の一部
秋田市河辺神内字鶴巻の一部

- 秋田市河辺神内字堂坂の一部
- (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺神内字樋沢の一部

4 調査期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 徴収業務名
(1) 一つ森公園テニスコート
(2) 一つ森公園コミュニティ体育館
(3) 一つ森公園弓道場
(4) 雄物川河川緑地テニスコート
(5) 雄物川河川緑地野球場
- 2 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅原 真
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年3月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
笹岡南沢町内会
- 2 認可年月日
平成30年4月25日
- 3 変更があった事項およびその内容
規約に定める目的
変更前 (3) 集会施設の維持管理
変更後 (3) 集会施設・神社・町内所有資産の維持管理
- 4 変更年月日
令和2年2月9日
- 5 変更の理由
笹岡南沢町内会規約変更による

秋田市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 加藤 研吾
- 2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第65号

次の差押調書（謄本）および配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

住所 秋田市八橋新川向5番5号
氏名 古 仲 健 一

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通
配当計算書 1通

秋田市告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 寿々	ヘルパーステーション 緑	秋田市御所野元町四丁目13番13号 御所野ハイツA棟 104号室	令和2年3月15日	訪問介護

秋田市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

新屋南新町町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、住民の親睦を図り、良好な地域社会の維持および発展と形成に資することを目的とする。

- (1) 町内の住民相互連絡、回覧板の回付等に関する事。
- (2) 日吉山王祭および鹿嶋祭に関する事。
- (3) 新屋の行事および関係団体への協力
- (4) 美化清掃、防災防犯、交通安全等の区域内の環境整備に関する事。
- (5) 町内会館の維持管理に関する事。
- (6) その他、目的を達成するために必要な事。

3 区域

本会の区域は、秋田市新屋元町14番18号、19号および23号から29号まで、15番20号から38号までならびに23番36号から45号までならびに新屋栗田町14番4号から18号までおよび26号から28号まで、15番4号から26号まで、16番2号から15号まで、22番5号から23号まで、23番1号から29号まで、24番（日新小学校）、25番2号から29号まで、26番2号から31号まで、27番53号から64号まで、28番22号から42号まで、29番6号から13号までならびに30番1号から29号までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田市新屋栗田町26番28号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

君 川 誠 一
秋田市新屋元町15番27号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

令和2年3月17日

秋田市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステ-	秋田市八橋イサノ一丁目9番21	令和2年

ションこころ	号	3月1日
ヘルパーステーション緑	秋田市御所野元町四丁目13番13号 御所野ハイツA棟104号室	令和2年3月15日

2 休止

事業所名称	所在地	休 止 年月日
居宅介護支援事業所オモシェ	秋田市新屋日吉町45番3-1号	令和2年3月1日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃 止 年月日
秋田在宅ケアセンター訪問看護ステーションこころ	秋田市下北手松崎字家ノ前24番地12	令和2年2月29日
ホームホスピス秋田居宅介護支援事業所	秋田市広面字近藤堰越11番地1セジュールアン105	令和2年2月29日

秋田市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指 定 年月日
医療法人清和会秋田血管外科クリニック	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテAKITA7階	令和2年1月1日
訪問看護ステーションこころ	秋田市八橋イサノ一丁目9番21号	令和2年3月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃 止 年月日
秋田血管外科クリニック	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテAKITA7階	令和元年12月31日
飯島調剤薬局	秋田市飯島字薬師田360番地2	令和2年2月29日
秋田在宅ケアセンター訪問看護ステーションこころ	秋田市下北手松崎字家ノ前24番地12	令和2年2月29日

秋田市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
加藤 洋平	スッキリ本舗はり・きゅう秋田中央整骨院	秋田市広面字小沼古川端441番地	令和2年3月16日

秋田市告示第71号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和2年3月17日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
宮 部 結	秋田大学医学部附属病院	耳鼻いんこう科	聴覚障害

秋田市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

2 委託契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に

委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志

- 2 委託契約期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
安養寺自治会
- 2 認可年月日
平成16年8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 山 内 薫
秋田市雄和椿川字地張山67番地
変更後 山 内 久 兼
秋田市雄和椿川字中村78番地

- 4 変更年月日
令和2年2月23日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第76号

秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市茨島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市茨島一丁目4番71号
茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 成 田 一 廣
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第77号

秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市檜山地区コミュニティセンター

- 2 指定管理者
秋田市檜山南中町1番9号
檜山地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 木 山 二 郎
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第78号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第79号

令和2年3月19日の「令和2年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年3月23日

秋田市長 穂 積 志

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,947,069千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,608,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16	国庫支出金	千円 22,755,069	千円 1,049,916	千円 23,804,985
	2 国庫補助金	4,137,171	1,049,916	5,187,087
17	県支出金	9,161,462	33,650	9,195,112
	2 県補助金	2,580,753	33,650	2,614,403
20	繰入金	5,140,399	58,403	5,198,802
	2 基金繰入金	4,867,472	58,403	4,925,875
23	市債	14,936,900	1,805,100	16,742,000
	1 市債	14,936,900	1,805,100	16,742,000
	歳 入 合 計	138,661,610	2,947,069	141,608,679

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	千円 18,838,660	千円 0	千円 18,838,660
	1 総務管理費	16,863,637	0	16,863,637
3	民生費	51,359,964	598	51,360,562
	1 社会福祉費	23,178,796	598	23,179,394
6	農林水産業費	2,702,894	331,681	3,034,575
	1 農業費	1,911,936	331,681	2,243,617
8	土木費	14,860,550	1,349,173	16,209,723
	2 道路橋りょう費	4,273,153	88,000	4,361,153
	5 都市計画費	4,817,300	1,261,173	6,078,473
10	教育費	12,431,278	1,265,617	13,696,895
	1 教育総務費	1,475,269	1,228,184	2,703,453
	3 中学校費	2,122,178	37,433	2,159,611
	歳 出 合 計	138,661,610	2,947,069	141,608,679

第2表 継続費補正
(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅(仮称)等整備事業	千円 2,031,629	平成29年度	千円 3,300	千円 2,031,629	平成29年度	千円 3,300
				平成30年度	169,849		平成30年度	169,849
				令和元年度	553,934		令和元年度	1,073,956
				令和2年度	1,299,546		令和2年度	779,524
				令和3年度	5,000		令和3年度	5,000

第3表 繰越明許費補正
(追 加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障がい福祉ロボット等導入支援事業費補助金	千円 598
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	33,650
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券発行事業	84,235
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	50,000
		人にやさしい歩道づくり事業	38,000
10 教育費	1 教育総務費	次世代型学校ICT環境整備事業	1,228,184

(変 更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正額
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	千円 101,814	
				298,031
				399,845
8 土木費	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	62,684	
				7,151
				69,835
		土地区画整理会計繰出金	797,000	
				664,000
				1,461,000

		地方道路交付金事業	補正前	36,000
			補正額	70,000
			補正後	106,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設等改修経費	補正前	186,807
			補正額	37,433
			補正後	224,240

第4表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策事業	令和元年度～令和2年度	千円 29,700

第5表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	千円 3,320,600	千円 △135,500	千円 3,185,100			
農 業 費	203,600	291,600	495,200			
道 路 橋 り ょ う 費	1,171,800	41,500	1,213,300			
土 地 区 画 整 理 費	1,076,800	664,000	1,740,800			
街 路 事 業 費	142,300	42,100	184,400			
駅 周 辺 施 設 整 備 費	233,900	304,900	538,800			
教 育 総 務 費	36,300	577,900	614,200			
中 学 校 費	577,900	18,600	596,500			
計	14,936,900	1,805,100	16,742,000			

令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）
令和元年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,328,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,329,355千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)
第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 749,531	千円 664,000	千円 1,413,531
	1 国庫補助金	749,531	664,000	1,413,531
3 繰入金		1,237,368	664,000	1,901,368
	1 一般会計繰入金	1,237,368	664,000	1,901,368
歳 入 合 計		2,001,355	1,328,000	3,329,355

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,998,855	千円 1,328,000	千円 3,326,855
	1 土地区画整理費	1,998,855	1,328,000	3,326,855
歳 出 合 計		2,001,355	1,328,000	3,329,355

第2表 繰越明許費補正
(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	補正前	千円 948,000
			補正額	728,000
			補正後	1,676,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	補正前	193,000
			補正額	600,000
			補正後	793,000

令和2年度秋田市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度秋田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,636,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 23,075,255	千円 1,486	千円 23,076,741
	1 国庫負担金	19,253,519	1,486	19,255,005
21 繰越金		700,000	34,514	734,514
	1 繰越金	700,000	34,514	734,514
歳 入 合 計		139,600,000	36,000	139,636,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 9,150,743	千円 36,000	千円 9,186,743
	2 保健所費	1,795,411	36,000	1,831,411
歳 出 合 計		139,600,000	36,000	139,636,000

令和2年度秋田市一般会計予算

令和2年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負

担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 42,556,233
	1 市民税	18,922,073
	2 固定資産税	19,306,352
	3 軽自動車税	834,804

	4 市たばこ税	1,930,059
	5 鉱産税	7,321
	6 入湯税	33,261
	7 事業所税	1,522,363
2 地方譲与税		1,089,246
	1 地方揮発油譲与税	233,327
	2 自動車重量譲与税	681,396
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	98,102
	5 特別とん譲与税	25,436
	6 航空機燃料譲与税	50,984
3 利子割交付金		32,497
	1 利子割交付金	32,497
4 配当割交付金		110,578
	1 配当割交付金	110,578
5 株式等譲渡所得割交付金		96,165
	1 株式等譲渡所得割交付金	96,165
6 法人事業税交付金		461,719
	1 法人事業税交付金	461,719
7 地方消費税交付金		7,986,263
	1 地方消費税交付金	7,986,263
8 ゴルフ場利用税交付金		56,818
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,818
9 環境性能割交付金		65,846
	1 環境性能割交付金	65,846
10 国有提供施設等所在市助成交付金		3,739
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	3,739

11	地方特例交付金		316,457
	1	地方特例交付金	316,457
12	地方交付税		21,217,000
	1	地方交付税	21,217,000
13	交通安全対策特別交付金		68,500
	1	交通安全対策特別交付金	68,500
14	分担金及び負担金		660,413
	1	負担金	660,413
15	使用料及び手数料		2,398,027
	1	使用料	1,171,713
	2	手数料	1,226,314
16	国庫支出金		23,075,255
	1	国庫負担金	19,253,519
	2	国庫補助金	3,748,421
	3	委託金	73,315
17	県支出金		10,226,808
	1	県負担金	6,368,805
	2	県補助金	3,187,177
	3	委託金	670,826
18	財産収入		217,176
	1	財産運用収入	148,726
	2	財産売払収入	68,450
19	寄附金		265,559
	1	寄附金	265,559
20	繰入金		4,177,804
	1	特別会計繰入金	332,355
	2	基金繰入金	3,845,449

21	繰越金		700,000
		1 繰越金	700,000
22	諸収入		9,483,997
		1 延滞金、加算金及び過料	80,003
		2 市預金利子	33
		3 貸付金元利収入	7,089,468
		4 受託事業収入	31,096
		5 雑入	2,283,397
23	市債		14,333,900
		1 市債	14,333,900
	歳 入 合 計		139,600,000

歳 出

款	項	金 額
1	議会費	千円 685,541
	1 議会費	685,541
2	総務費	18,404,576
	1 総務管理費	16,187,955
	2 徴税費	1,081,492
	3 戸籍住民基本台帳費	718,531
	4 選挙費	140,984
	5 統計調査費	188,850
	6 監査委員費	86,764
3	民生費	52,668,117
	1 社会福祉費	24,353,523
	2 児童福祉費	18,846,858
	3 生活保護費	9,422,525
	4 国民年金費	43,911

	5 災害救助費	1,300
4 衛生費		9,150,743
	1 環境衛生費	571,379
	2 保健所費	1,795,411
	3 清掃費	4,826,883
	4 病院費	1,040,016
	5 上水道費	117,549
	6 食肉衛生検査所費	172,740
	7 母子衛生費	626,765
5 労働費		617,233
	1 労働諸費	617,233
6 農林水産業費		3,318,773
	1 農業費	2,503,944
	2 農業集落排水費	541,178
	3 林業費	273,651
7 商工費		8,730,919
	1 商工費	8,730,919
8 土木費		15,291,719
	1 土木管理費	328,849
	2 道路橋りょう費	4,245,103
	3 河川費	1,189,984
	4 港湾費	181,344
	5 都市計画費	4,188,548
	6 下水道費	4,315,129
	7 住宅費	842,762
9 消防費		3,951,553
	1 消防費	3,951,553

10 教育費		11,652,651
	1 教育総務費	1,742,602
	2 小学校費	2,337,057
	3 中学校費	1,443,887
	4 高等学校費	1,057,025
	5 幼稚園費	554,769
	6 社会教育費	2,197,814
	7 保健体育費	1,031,973
	8 専修学校費	155,839
	9 大学費	1,131,685
11 災害復旧費		1,497,765
	1 衛生施設災害復旧費	1,063,611
	2 農林水産施設災害復旧費	2
	3 公共土木施設災害復旧費	434,150
	4 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,530,409
	1 公債費	13,530,409
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		139,600,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設大規模改修事業	千円 3,975,600	令和2年度	千円 268,900
				令和3年度	1,362,250
				令和4年度	1,209,900

				令和5年度	1,134,550
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路照明灯LED化事業	344,000	令和2年度	172,000
				令和3年度	172,000
10 教育費	3 中学校費	飯島中学校施設等改修経費	38,500	令和2年度	
				令和3年度	38,500
	6 社会教育費	秋田城跡史跡公園連絡橋整備事業	326,425	令和2年度	177,560
				令和3年度	148,865

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和2年度～令和3年度	千円 785
コンベンション誘致推進事業（令和2年度設定）	令和2年度～令和5年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額に開催日に応じて助成金を加算
町内防犯灯管理経費（令和2年度設定）	令和2年度～令和4年度	63
総合窓口支援システム等構築事業	令和2年度～令和3年度	26,851
奨学金返還助成事業（令和2年度設定子ども育成課分）	令和2年度～令和7年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和2年度設定保健総務課分）	令和2年度～令和7年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
無償設置型太陽光発電事業	令和2年度～令和12年度	475
売電用・買電用電気設備機器（VCT等）更新事業	令和2年度～令和3年度	55
アンダー40正社員化促進事業	令和2年度～令和3年度	167,400
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和2年度～令和7年度	6,958
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和2年度～令和3年度	1,650
中心市街地出店促進資金利子補給	令和2年度～令和7年度	5,189
中心市街地商業集積促進事業費補助金	令和2年度～令和4年度	30,750
中小製造業設備投資資金利子補給	令和2年度～令和12年度	20,181

中小企業用地取得資金利子補給（令和2年度設定）	令和2年度～令和5年度	287
中心市街地循環バス車両購入費負担金（令和2年度設定）	令和2年度～令和6年度	3,600
バス交通総合改善事業	令和2年度～令和3年度	140,888
市議会会議録閲覧検索システム更新経費	令和2年度～令和7年度	6,930
学校安全情報メール配信事業	令和2年度～令和6年度	2,574

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費	千円 3,085,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は、債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	187,800			
児童福祉費	152,800			
清掃費	488,600			
労働費	2,300			
農業費	222,100			
林業費	11,200			
商工費	138,100			
道路橋りょう費	2,031,100			
港湾費	18,000			
土地区画整理費	512,400			
街路事業費	138,500			
公園整備費	100,600			
駅周辺施設整備費	15,400			
住宅費	154,200			
災害対策費	4,700			
消防費	285,000			
小学校費	54,900			
中学校費	91,000			
高等学校費	103,300			

社 会 教 育 費	283,600		
保 健 体 育 費	246,100		
衛 生 施 設 災 害 復 旧 費	1,006,600		
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	198,000		
臨 時 財 政 対 策 債	4,802,100		
計	14,333,900		

令和2年度秋田市土地区画整理会計予算
令和2年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,306,536千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 63,413
	1 負担金	63,413
2 国庫支出金		596,500
	1 国庫補助金	596,500
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		604,536
	1 一般会計繰入金	604,536
5 繰越金		42,086
	1 繰越金	42,086
歳 入 合 計		1,306,536

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,304,036
	1 土地区画整理費	1,304,036

2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,306,536

令和2年度秋田市市有林会計予算

令和2年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208,031千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 37,310
	1 県補助金	37,310
2 財産収入		12,567
	1 財産運用収入	2,322
	2 財産売払収入	10,243
	3 分収林収入	2
3 繰入金		149,506
	1 一般会計繰入金	149,506
4 繰越金		8,462
	1 繰越金	8,462
5 諸収入		186
	1 雑入	186
歳 入 合 計		208,031

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,159

	1 総務管理費	28,159
2 事業費		59,265
	1 造林事業費	59,265
3 公債費		120,133
	1 公債費	120,133
4 諸支出金		274
	1 分収交付金	274
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		208,031

令和2年度秋田市市営墓地会計予算

令和2年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 72,980
	1 使用料	51,978
	2 手数料	21,002
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		130
	1 雑入	130
歳 入 合 計		73,111

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 72,011

	1 総務管理費	59,224
	2 一般会計繰出金	12,787
2 公債費		100
	1 公債費	100
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		73,111

令和2年度秋田市中央卸売市場会計予算
 令和2年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 19,543
	1 使用料	19,543
2 繰入金		23,610
	1 一般会計繰入金	23,610
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		20,870
	1 貸付金元利収入	16,001
	2 雑入	4,869
歳 入 合 計		65,023

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 62,489
	1 総務管理費	62,489

2 公債費		2,434
	1 公債費	2,434
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		65,023

令和2年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和2年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ468,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 146,766
	1 使用料	146,763
	2 手数料	3
2 財産収入		844
	1 財産運用収入	844
3 繰入金		66,229
	1 一般会計繰入金	66,229
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		159,982
	1 貸付金元利収入	64,006
	2 雑入	95,976
6 市債		92,300
	1 市債	92,300
歳 入 合 計		468,121

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 301,679
	1 総務管理費	301,679
2 事業費		92,300
	1 地方卸売市場施設整備費	92,300
3 繰出金		17,795
	1 一般会計繰出金	17,795
4 公債費		55,947
	1 公債費	55,947
5 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		468,121

第2表 市債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場施設整備費	92,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	92,300			

令和2年度秋田市大森山動物園会計予算

令和2年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ782,152千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 88,505

	1 使用料	88,505
2 県支出金		2,969
	1 県補助金	2,969
3 財産収入		1,740
	1 財産運用収入	1,740
4 寄附金		287
	1 寄附金	287
5 繰入金		446,380
	1 一般会計繰入金	446,380
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		17,370
	1 雑入	17,370
8 市債		224,900
	1 市債	224,900
歳 入 合 計		782,152

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 483,663
	1 総務管理費	483,663
2 事業費		259,175
	1 動物園施設整備費	259,175
3 公債費		39,214
	1 公債費	39,214
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		782,152

第2表 市債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
動物園施設整備費	224,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	224,900			

令和2年度秋田市廃棄物発電会計予算
令和2年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322,683千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 発電収入		千円 322,682
	1 発電収入	322,682
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		322,683

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 26,727
	1 総務管理費	26,727
2 繰出金		295,756
	1 一般会計繰出金	295,756
3 公債費		200
	1 公債費	200
歳 出 合 計		322,683

令和2年度秋田市病院事業債管理会計予算
令和2年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定める

ところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,495,863千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 132,260
	1 負担金	132,260
2 諸収入		220,503
	1 貸付金元利収入	220,503
3 市債		2,143,100
	1 市債	2,143,100
歳 入 合 計		2,495,863

歳 出

款	項	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 2,143,100
	1 市立秋田総合病院貸付金	2,143,100
2 公債費		352,763
	1 公債費	352,763
歳 出 合 計		2,495,863

第2表 市債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 立 秋 田 総 合 病 院 貸 付 金	千円 2,143,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	2,143,100			

令和2年度秋田市学校給食費会計予算
 令和2年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,373,174千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1,292,008
	1 給食費収入	1,292,008
2 繰入金		81,164
	1 一般会計繰入金	81,164
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		1,373,174

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,371,174
	1 総務管理費	1,371,174
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出 合 計		1,373,174

令和2年度秋田市国民健康保険事業会計予算
令和2年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,261,117千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度

額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のと

おりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場

合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 4,845,435
	1 国民健康保険税	4,845,435
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		20,423
	1 国庫補助金	20,423
4 県支出金		23,334,573
	1 県補助金	23,334,572
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		155
	1 財産運用収入	155
6 繰入金		3,040,039
	1 一般会計繰入金	2,540,039
	2 基金繰入金	500,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		20,489
	1 延滞金、加算金及び過料	1,325
	2 雑入	19,164
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		31,261,117

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 225,048
	1 総務管理費	115,590
	2 徴税費	106,279
	3 運営協議会費	224
	4 収納率向上特別対策事業費	2,955
2 保険給付費		22,663,686
	1 療養諸費	19,536,235
	2 高額療養費	3,054,333
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	51,266
	5 葬祭諸費	21,850
3 国民健康保険事業費納付金		7,680,011
	1 医療給付費分	5,491,911
	2 後期高齢者支援金等分	1,654,066
	3 介護納付金分	534,034
4 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		286,583
	1 特定健康診査等事業費	185,043
	2 保健事業費	101,540
6 基金積立金		155
	1 基金積立金	155
7 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
8 諸支出金		352,614

	1 償還金及び還付加算金	352,613
	2 一部負担金	1
9 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		31,261,117

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定健診システム更新経費	令和2年度～令和8年度	千円 30,734

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に償還する。
計	1			

令和2年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
令和2年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 5,021
	1 一般会計繰入金	5,021
2 繰越金		8,057
	1 繰越金	8,057
3 諸収入		27,087
	1 貸付金元利収入	27,086
	2 雑入	1
歳 入 合 計		40,165

歳 出

款	項	金 額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 24,709
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,709
2	公債費	9,439
	1 公債費	500
	2 償還金	8,939
3	諸支出金	6,017
	1 一般会計繰出金	6,017
歳 出 合 計		40,165

令和2年度秋田市介護保険事業会計予算

令和2年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,624,917千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1	保険料	千円 6,268,834
	1 介護保険料	6,268,834
2	手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	7,322,796
	1 国庫負担金	5,195,406
	2 国庫補助金	2,127,390
4	支払基金交付金	8,013,061
	1 支払基金交付金	8,013,061
5	県支出金	4,351,287

	1 県負担金	4,123,046
	2 県補助金	228,241
6 財産収入		1
	1 基金運用収入	1
7 繰入金		4,663,067
	1 一般会計繰入金	4,663,066
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		5,796
	1 繰越金	5,796
9 諸収入		74
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	73
歳 入 合 計		30,624,917

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 360,541
	1 総務管理費	360,541
2 保険給付費		28,672,172
	1 介護サービス等諸費	25,907,289
	2 介護予防サービス等諸費	643,607
	3 高額介護サービス等費	776,776
	4 特定入所者介護サービス等費	1,306,949
	5 その他諸費	37,551
3 地域支援事業費		1,562,920
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	954,519
	2 一般介護予防事業費	45,296
	3 包括的支援事業・任意事業費	557,055

	4 その他諸費	6,050
4 保健福祉事業費		12,432
	1 保健福祉事業費	12,432
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		5,851
	1 償還金及び還付加算金	5,851
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		30,624,917

令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算
 令和2年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定
 めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,725,952千
 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第
 1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項
 の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と
 定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,889,353
	1 後期高齢者医療保険料	2,889,353
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		815,945
	1 一般会計繰入金	815,945
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,653

	1 延滞金、加算金及び過料	400
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	53
歳 入 合 計		3,725,952

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 55,969
	1 総務管理費	24,615
	2 徴収費	31,354
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,649,583
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,649,583
3 公債費		200
	1 公債費	200
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,725,952

令和2年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 149,034戸
- (2) 年 間 総 配 水 量 34,916,926m³
- (3) 一 日 平 均 配 水 量 95,663m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 配水管整備工事
 - 配 水 管 布 設 1,550m
 - 配 水 管 布 設 替 22,070m
 - 配 水 幹 線 整 備 1,470m
 - (ロ) 施設改良工事
 - 豊岩浄水場監視カメラシステム更新 一式
 - ポンプ場設備更新 一式
 - 仁井田浄水場更新事業者選定支援業務 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 7,689,809千円
 - 第1項 営業収益 7,004,511千円
 - 第2項 営業外収益 685,296千円
 - 第3項 特別利益 2千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 7,178,370千円
 - 第1項 営業費用 6,681,769千円
 - 第2項 営業外費用 491,701千円
 - 第3項 特別損失 3,100千円
 - 第4項 予備費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,775,487千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額193,040千円、減債積立金267,090千円及び過年度分損益勘定留保資金

2,315,357千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,608,723千円
第1項 企 業 債	1,044,500千円
第2項 出 資 金	94,409千円
第3項 補 助 金	130,300千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	339,513千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,384,210千円
第1項 建 設 改 良 費	2,878,278千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,505,932千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 1 建設 仁 井 田	26,000	令 和	12,000
支 出 改良費 浄 水 場	千円	2 年度	千円
更新事業者		令 和	14,000
選定支援業		3 年度	千円
務委託経費			

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資	令和2年度から7年度まで	15千円
あっせん利子補給		

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,044,500千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,118,848千円
(2) 交 際 費	50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,140千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度末処分利益剰余金のうち303,897千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金	151,897千円
(2) 建 設 改 良 積 立 金	152,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

令和2年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	122,847戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	38,496,640m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	105,470m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	

(イ) 管 渠 建 設 工 事

管 渠 布 設	4,740m
管 渠 改 築 等	6,480m
マンホールポンプ施設更新	2 施設

(ロ) ポンプ場建設工事

山崎雨水排水路ポンプ施設整備	一式
土崎汚水中継ポンプ場耐震補強	一式

(ハ) 処理場建設工事

八橋下水道終末処理場施設整備	一式
----------------	----

(ニ) 特定環境保全公共下水道工事

管 渠 布 設	4,471m
マンホールポンプ施設更新	2 施設

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	11,002,070千円
第1項 営 業 収 益	7,468,166千円
第2項 営 業 外 収 益	3,533,902千円
第3項 特 別 利 益	2千円
支 出	

第1款 下 水 道 事 業 費 用	10,561,045千円
第1項 営 業 費 用	9,525,865千円
第2項 営 業 外 費 用	1,031,129千円
第3項 特 別 損 失	1,501千円
第4項 予 備 費	2,550千円

(資本金収入及び支出)

第4条 資本金収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額4,404,730千円は当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額175,055千円、減債積立金971,648千円、過年度分損益勘定留保資金1,496,812千円及び当年度分損益勘定留保資金1,761,215千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	5,121,242千円
第1項 企 業 債	2,958,900千円

第2項	出 資 金	877,528千円
第3項	補 助 金	1,138,100千円
第4項	負 担 金	146,713千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	9,525,972千円
第1項	建 設 改 良 費	3,932,790千円
第2項	企 業 債 償 還 金	5,593,182千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 下水道	1 営 業 旧 御 野 場	340,000 千円	令 和	190,000 千円
事 業 費 用	浄化センター		2 年 度	千円
費 用	解体工事		令 和	150,000 千円
			3 年 度	千円

(債 務 負 担 行 為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造	令和2年度から	695千円
資 金 利 子 補 給	8年度まで	
水 洗 便 所 改 造	令和2年度から	1,750千円
資 金 損 失 補 償	8年度まで	

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	2,958,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一 時 借 入 金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 587,983千円

(他 会 計 か ら の 補 助 金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,341,889千円である。

(利 益 剰 余 金 の 処 分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち265,970千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金	265,970千円
---------------	-----------

令和2年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業 務 の 予 定 量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(農 業 集 落 排 水)(個 別 排 水 処 理) (計)

(1) 排 水 戸 数	2,836 戸	233 戸	3,069 戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	911,068 m ³	52,204 m ³	963,272 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	2,496 m ³	143 m ³	2,639 m ³

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

(イ) 農 業 集 落 排 水 建 設 改 良

雄和新波地区ほか施設改修工事	2箇所
管渠移設等	583m

(ロ) 個 別 排 水 処 理 施 設 建 設

浄化槽設置	2基
-------	----

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	747,190千円
第1項 営 業 収 益	128,049千円
第2項 営 業 外 収 益	619,140千円
第3項 特 別 利 益	1千円
第2款 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益	33,217千円
第1項 営 業 収 益	8,497千円
第2項 営 業 外 収 益	24,718千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用	744,462千円
第1項 営 業 費 用	689,961千円
第2項 営 業 外 費 用	53,951千円
第3項 特 別 損 失	50千円
第4項 予 備 費	500千円
第2款 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用	33,925千円
第1項 営 業 費 用	31,987千円
第2項 営 業 外 費 用	1,836千円
第3項 特 別 損 失	2千円
第4項 予 備 費	100千円

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額228,253千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,788千円及び過年度分損益勘定留保資金223,465千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 資 本 的 収 入	202,328千円
第1項 企 業 債	12,800千円
第2項 出 資 金	128,745千円
第3項 補 助 金	8,000千円
第4項 負 担 金	51,000千円

第5項 基金繰入金	1,783千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	12,504千円
第1項 企業債	2,000千円
第2項 出資金	9,719千円
第3項 補助金	587千円
第4項 負担金	198千円
支出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	423,148千円
第1項 建設改良費	125,859千円
第2項 企業債償還金	297,287千円
第3項 投資	2千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	19,937千円
第1項 建設改良費	11,613千円
第2項 企業債償還金	8,324千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金利子補給(農業集落排水)	令和2年度から8年度まで	84千円
水洗便所改造資金損失補償(農業集落排水)	令和2年度から8年度まで	210千円
水洗便所改造資金利子補給(個別排水処理)	令和2年度から8年度まで	28千円
水洗便所改造資金損失補償(個別排水処理)	令和2年度から8年度まで	70千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	14,800千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 34,739千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、401,787千円である。

秋田市告示第80号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第21条第1項の規定に基づき、令和2年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和2年3月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第81号

秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和2年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市仁井田地区コミュニティセンター
- 指定管理者
秋田市仁井田本町四丁目5番20号
仁井田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 青木 清
- 指定の期間
令和2年6月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第82号

秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和2年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市東部市民サービスセンター(秋田市市民サービスセンター条例(平成20年秋田市条例第38号)第4条の表秋田市東部市民サービスセンターの項第1号から第6号までおよび第8号に規定する多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室、調理室、陶芸工作室および読書室に限る。)
- 指定管理者
秋田市広面字釣瓶町13番地3
東部地域づくり協議会
会長 奈良 通也
- 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
40445	旧	外旭川三千刈6号線	秋田市外旭川字三千刈58番2地先 秋田市外旭川字三千刈5番4地先	378.00	6.00
	新	外旭川三千刈6号線	秋田市外旭川字三千刈58番2地先 秋田市外旭川字三千刈5番4地先	378.00	6.00 ~ 12.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和2年3月24日

3 縦覧期間

令和2年3月24日から同年4月10日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

令和2年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 吉 岡 順 子

住所 秋田県秋田市南通築地12番36号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者

に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

秋田市告示第87号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第3条の4の規定により、住居番号を変更したので、次のとおり告示する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 住居番号の変更があった建物所有者

太 田 栄 悦

2 変更があった住居番号

変更前 秋田市土崎港南一丁目8番58-4号

変更後 秋田市土崎港南一丁目8番58-3号

3 変更年月日

令和2年3月25日

秋田市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 浅 利 勇

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

秋田市告示第89号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和2年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和2年4月1日から同年6月1日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
21015	榎山城南新町1号線	榎山城南新町116番1地先 榎山城南新町116番2地先	
41304	外旭川三千刈20号線	外旭川字三千刈102番1地先 外旭川字三千刈102番5地先	

2 縦覧期間

令和2年3月26日から同年4月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
21015	榎山城南新町1号線	榎山城南新町116番1地先 榎山城南新町116番2地先	52.70	6.00
41304	外旭川三千刈20号線	外旭川字三千刈102番1地先 外旭川字三千刈102番5地先	50.40	6.00

2 縦覧期間

令和2年3月26日から同年4月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第92号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を次のとおり定めたので、同法第159条の規定により告示する。

令和2年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 指定定期検査機関の名称

一般社団法人 秋田県計量協会

2 指定定期検査機関の住所

秋田市川尻若葉町1番5号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎 代表 三 浦 正 宏
能代市島町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太 田 盟 子

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、東部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月27日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市広面字釣瓶町13番地3

東部地域づくり協議会

会長 奈 良 通 也

2 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市 道	旧	中通本線	秋田市中通一丁目54番地先 秋田市中通二丁目16番地先	1,049.30	19.90 ～ 56.00
	新	中通本線	秋田市中通一丁目54番地先 秋田市中通二丁目16番地先	1,049.30	19.90 ～ 82.50
市 道	旧	八幡田地下道線	秋田市外旭川字八幡田148番4地先 秋田市外旭川字三千刈198番1地先	885.30	6.00 ～ 16.70
	新	八幡田地下道線	秋田市外旭川字八幡田148番4地先 秋田市外旭川字八幡田14番4地先	1,963.10	6.00 ～ 16.70

2 区域変更の期日

令和2年3月31日

3 縦覧期間

令和2年3月31日から同年4月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和2年3月31日

3 縦覧期間

令和2年3月31日から同年4月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和2年3月31日

3 縦覧期間

令和2年3月31日から同年4月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した指定代理納付者を取り消すので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定代理納付者の名称および所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

きずなでホットしていききた寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者の指定取消日

令和2年3月31日

秋田市告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年3月31日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
183	調剤薬局ツルハ ドラッグ 秋田御所野店	秋田市御所野元町一丁目1番17号	令和2年 5月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第4号

令和2年3月18日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年3月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市指定文化財の指定に関する件
- 3 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、次の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和2年3月26日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は 団 体 名
有形文化財 (考古資料)	地方遺跡出 土品	89点	秋田市山王 一丁目1番 1号	秋田市 秋田市長 穂積 志

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和2年3月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,284人
- 2 3分の1の数 88,056人

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

令和2年3月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年3月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（4件）
- 3 農用地利用集積計画（平成31年度第12号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第11号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和2年3月5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	廃止 年月日
有限会社ガス器具委託センター	高田屋 憲 次	秋田市土崎港 中央一丁目15 番44号	令和元年 10月31日

鈴正建設	鈴木 正	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林135番地	令和元年 10月31日
------	------	--------------------	----------------

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和2年3月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	廃止 年月日
株式会社須藤工業所	須藤 幸 樹	秋田市高陽青柳町17番41号	令和2年 2月29日

秋田市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年3月16日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
株式会社タカギ	高 城 英 一 郎	福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号	令和2年 3月9日

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
アクア水道サービス	福 本 修	潟上市飯田川下虻川字井戸沢23番地7	令和2年 3月19日

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和2年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
アクア水道サー ビス	福 本 修	潟上市飯田川 下虻川字井戸 沢23番地7	令和2年 3月19日

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和2年4月2日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

令和2年3月4日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和2年3月4日から同年4月2日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく公示送達があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき、公告する。

令和2年3月5日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤・左岸：秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から同市雄和新波字新町地内まで）に係る土地収用事件（令和元年秋収委第43号及び第44号）

2 送達すべき書類の名称

令和2年2月25日付け秋収委-77「裁決書」

3 送達を受けるべき者

秋田県秋田市雄和女米木字白川255番の土地の所有者
加 藤 正治郎
住所・居所不明

4 公示による送達に係る掲示および掲載の事実

(1) 掲示されている場所

秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

(2) 掲示を始めた年月日

令和2年3月6日

(3) 掲載される公報

令和2年3月13日付けの秋田県公報

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和2年3月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

ア 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

イ 株式会社伊徳

代表取締役 塚 本 徹

秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンデー秋田自衛隊通店・いとく自衛隊通店

所在地 秋田市土崎港北二丁目17番14号 他5筆

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 サンデー土崎港北店・いとく自衛隊通店

変更後 サンデー秋田自衛隊通店・いとく自衛隊通店

(4) 変更年月日

令和2年3月1日

(5) 変更理由

来店者に対し、店舗の場所をわかりやすくするため

2 届出年月日

令和2年3月9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和2年3月11日から同年7月11日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき、秋田市森林整備計画を策定したので、同法第10条の5第10項の規定に基づき公表するため、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
秋田市森林整備計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
 - ア 名称 ダイワロイアル株式会社
代表取締役社長 原 田 健
 - 住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - イ 名称 紅屋商事株式会社
代表取締役社長 秦 雅 秀
 - 住 所 青森県青森市新町二丁目5番8号
 - ウ 名称 株式会社アルビス
代表取締役 秋 元 幸 夫
 - 住 所 秋田市広面字堤敷66番地1
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 名称 (仮称) 八橋新国道複合店舗
 - イ 所在地 秋田市八橋大畑一丁目226-1 および226-2 ならびに八橋鯨沼町19-1、20-1、20-2、21、22、23、24、25-2 および26-1
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 名称 紅屋商事株式会社
代表取締役社長 秦 雅 秀
 - 住 所 青森県青森市新町二丁目5番8号
 - イ 名称 株式会社アルビス
代表取締役 秋 元 幸 夫
 - 住 所 秋田市広面字堤敷66番地1
 - ウ 名称 未定
住 所 未定
 - エ 名称 株式会社メガネトップ
代表取締役社長 富 澤 昌 宏
 - 住 所 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年9月上旬
 - (5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
2,303.12㎡
 - (6) 駐車場の収容台数
100台（身障者専用4台を含む。）
 - (7) 駐輪場の収容台数

- 72台
- (8) 荷さばき施設の面積
184.13㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
34.48㎡
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア メガ
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午後11時
 - イ イエローハット
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後7時
 - ウ 未定
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後7時
 - エ 眼鏡市場
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後7時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア メガ
24時間
 - イ イエローハット
午前6時から午後9時まで
 - ウ 未定
午前6時から午後9時まで
 - エ 眼鏡市場
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
令和2年3月18日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間
令和2年3月25日から同年7月24日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく公示送達があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき、公告する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事件名
一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤・左岸：

秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から同市雄和新波字新町地内まで)に係る土地収用事件(令和元年秋収委第56号及び第57号)

- 2 送達すべき書類の名称
令和2年3月19日付け秋収委-83「裁決書」
- 3 送達を受けるべき者
秋田県秋田市雄和新波字下モ野179番の土地の所有者
 - (1) 岡 部 修 二
住所および居所不明(ただし、戸籍附票上の住所は、東京都福生市東町13番地7 細瀬ビル103号室)
 - (2) 藤 山 仁 子
住所および居所不明(ただし、戸籍附票上の住所は、メキシコ合衆国ハリスコ州グアダハラ市)
- 4 公示による送達に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所
秋田県掲示場(秋田県庁正面玄関前)
 - (2) 掲示を始めた年月日
令和2年3月26日
 - (3) 掲載される公報
令和2年3月31日付けの秋田県公報

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成31年度第12号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和2年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数(83台)
 - 追分駅前自転車等駐車場 17台
 - 上飯島駅前自転車等駐車場 2台
 - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 9台
 - 土崎駅前自転車等駐車場 23台
 - 新屋駅前自転車等駐車場 12台
 - 牛島駅東自転車等駐車場 2台
 - 牛島駅西自転車等駐車場 9台
 - 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 1台
 - 秋田駅東自転車等駐車場 5台
 - アトリオン広場地下自転車等駐車場 3台
 - (2) 撤去し、保管した年月日

令和2年3月18日

- (3) 防犯登録番号等
別紙(省略)のとおり
- (4) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前9時から午後5時まで
イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和2年3月25日から同年9月25日まで(ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話888-5766

消防本部公告

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 秋田市四ツ小屋字与左エ門川原391番地1

防火対象物の名称 緑屋南店(リサイクル館秋田店)

命令を受けた者の氏名 緑屋株式会社

代表取締役 小松弘明

この防火対象物は、消防法(昭和23年法律第186号)に違反しているため、令和2年3月25日付けで消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

別紙(省略)のとおり

令和2年3月25日

秋田南消防署長

坂本聖樹

